

455	1.生活保護 申請・決定 変更等 付	1.9.遺学・期 間準備給付 金	遺学・期間 準備給付金 決定調整情 報の確認	0211823	遺学・期間準備給付金決定調整情報をシステム上の画面で確認できること。	0	0	0	内部構築はシステム上の画面での 確認という手法を想定している。	【2.1版】 機能要件を変更				内部構築はシステム上の画面で確認する手法を想定しているが、生活保護法55条の遺学・期間準備給付金の支給の決定に係る情報は、この手法により決裁情報を電磁的記録により保存されるため、申請者から決裁情報についての指示請求がなされた場合は、他の電磁的記録と混在して保存され開示できないものとして非開示決定を行うこととなる。よって、国の仕様変更により開示できなかった情報として保存された決裁情報の確認手法の取扱いにより開示を決定する時期を早めたい。	決裁情報を付けた「遺学・期間準備給付金決定調整書」が出力できること。または、決裁情報を付けた「遺学・期間準備給付金決定調整書情報」が出力できること。	実績なし	実績あり	生活保護法55条の5 生活保護法施行規則	検討対象	-標準仕様書においてレイトウを定義しないということをもって、生活保護法施行規則から様式を削除ということはありません。 -決裁の電磁的記録と混在し、開示されることは想定しておりません。自治体において、適切に管理頂くことを想定しております。		反映しない	非論点
456	1.生活保護 申請・決定 変更等 付	1.9.遺学・期 間準備給付 金	準備給付金 決定調整情 報の確認	0210195	以下の情報について一覧で確認できること -給付金対象者 -決定調整情報 -決定調整情報 -給付金額 -転居有無	0	0	0	【2.1版】 機能要件を変更				給付が遺学なのか就職なのか判別できる必要があるため。	以下の情報について一覧で確認できること -給付金対象者 -決定調整情報 -決定調整情報 -給付金額 -転居有無 -遺学または就職準備給付金	実績あり(第1回、第2回、第3回、第4回)	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、機能要件を修正します。		反映済み	非論点	
457	1.生活保護 申請・決定 変更等 付	1.9.遺学・期 間準備給付 金	準備給付金 決定調整情 報の確認	0211733	通知した対象者のケース番号、世帯主氏名、世帯員氏名、住所、発行年月日、文書番号	0	0	0	【2.0版】 機能要件を変更 【2.1版】 機能要件を変更				世帯員氏名は、対象世帯の世帯員全員が表示されるのみ、(申請者のみの氏名が表示することがあるのか)。	機能要件から読み取りできなかったため、申請者や「対象世帯員」とすべきでないか。	実績なし	実績あり		検討対象	ご意見のとおり、給付を受ける対象世帯員も併せて確認できるように機能要件を変更します。	-通知した対象者のケース番号、世帯主氏名、世帯員氏名(給付を受ける世帯員)、住所、発行年月日、文書番号		反映する	非論点
504	3.医療扶助 調剤券の交付 作成	3.1.医療券・調剤券の交付	要否意見書 作成	0211738	また、作成のタイミングについては要否意見書の種別ごとにバラバラ等で設定できること。	0	0	0	【2.1版】 機能要件を変更				業務の性質上、実装区分①と②③に区別はないため。		無		検討対象	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時に修正する予定はございません。		反映しない	非論点		
506	3.医療扶助 調剤券の交付	3.1.医療券・調剤券の交付	要否意見書 作成	0211831	送付書以下の各条件で作成できること。 -医療券のみの送付書 -医療券と要否意見書のみの送付書 -医療券と要否意見書の送付書	0	0	0	【2.1版】 機能要件を変更 機能要件の記載と構築一覧の整合性が取れていないため、文言を削除とする				「医療券と医療券と要否意見書の送付書」が削除されましたが、「医療券と要否意見書のみの送付書」が構築一覧に存在しません。以前、PMOツールで質問をさせていただいたところ、以下の回答をいただいています。 【回答内容】 1)医療券と要否意見書送付書は今後構築要件でレイトウを定義するとは想定しておりません。②ご認識の通り、「No.90:生活保護法給付券要否意見書送付書」は構築タイム、及び構築レイトウにも記載されています。③また、構築詳細要件のシステム印字項目「No.17:券種」には、該当の要否意見書と判断できる名称を印字することで区別を想定しています。(ご質問いただいた、構築/生活保護法給付券要否意見書送付書は構築No.90でしたので、構築No.6を前記として、システム印字項目に区別してあります。念のため、「No.91:生活保護法給付券要否意見書送付書」についても確認しましたが、No.91の構築のシステム印字項目「券種」についても、No.90の構築のシステム印字項目「券種」と同様の想定です。)	「No.90:生活保護法給付券要否意見書送付書」が構築するよう認識であれば、構築No.6(構築ID:0210064)の「生活保護法給付券要否意見書送付書」のレイトウ(特記構築タイム)をこちらで活用できるように修正していただきたいと思います。	実績なし	実績あり		検討対象	ご意見のとおり、「No.90:生活保護法給付券要否意見書送付書」構築の名称を医療券と要否意見書、給付券と要否意見書のいずれの送付書としても活用できるように変更することを検討します。	修正内容については、構築要件をご確認ください。	反映する	非論点	
506	6.派遣金・債権管理	6.3.収納	収納済込	0211831	納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。	0	0	0	【2.1版】 要件の考え方・理由を追加				重複している機能 3.1.医療券・調剤券の交付 > 要否意見書作成 > 機能名称扶養:8		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見のとおり、機能要件の機能IDについて重複を確認し、修正します。	修正内容については、改版後の機能要件をご確認ください。	反映する	非論点	
506	3.医療扶助 調剤券の交付	3.1.医療券・調剤券の交付	要否意見書 作成	0211831	送付書以下の各条件で作成できること。 -医療券のみの送付書 -医療券と要否意見書のみの送付書 -医療券と要否意見書の送付書	0	0	0	【2.1版】 機能要件を変更 機能要件の記載と構築一覧の整合性が取れていないため、文言を削除とする				削除箇所が他の機能要件と整合が取れていない。	送付書以下の各条件で作成できること。 -医療券のみの送付書 -医療券と要否意見書のみの送付書 -医療券と要否意見書の送付書	実績あり(第1回、第2回、第3回、第4回)	実績なし		検討対象	ご意見ありがとうございます。 医療券と要否意見書の送付書については、「医療券のみの送付書」「医療券と要否意見書のみの送付書」がある状態から、「医療券と要否意見書の送付書」は不要構築と判断し、削除する予定です。 また、医療券と要否意見書の送付書については、「No.90:生活保護法給付券要否意見書送付書」のレイトウをこちらで活用できるように修正していただきたいと思います。	修正内容については、構築要件をご確認ください。	反映する	非論点	
506	6.派遣金・債権管理	6.3.収納	収納済込	0211831	納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。	0	0	0	【2.1版】 要件の考え方・理由を追加				インターフェースについては、データ要件・連携要件として送付書が定義されているため、ここに連携項目に標準することとするため、ここに連携項目を追加することとする。	本件は生活保護業務独自の要件ではないため。	インターフェースについては、データ要件・連携要件として「収納代行事業者のフォーマットの項目」に標準することとするため。	実績あり(第1回、第2回、第3回、第4回)	実績なし		検討対象	機能要件の要件の考え方の記載は、現在記載している内容のままとする予定です。 データ要件連携はデジタル庁所管となりますが、各種標準システムを構築するシステム事業者と対応できる収納代行事業者が異なる想定されるため、データ要件連携において、収納代行事業者とのインターフェースを定義することは難しいものとしております。	反映しない	非論点	
506	6.派遣金・債権管理	6.3.収納	収納済込	0211831	納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。	0	0	0	【2.1版】 要件の考え方・理由を追加				「収納代行事業者のフォーマットの項目」に標準することとなること、代行事業者独自のインターフェースに合わせた対応が必要とならぬこと、全ての収納代行事業者の仕様に合わせた対応が難しいこと、を踏まえて、オプション機能としていただきたいと思います。	「収納代行事業者のフォーマットの項目」に標準することとなること、代行事業者独自のインターフェースに合わせた対応が必要とならぬこと、全ての収納代行事業者の仕様に合わせた対応が難しいこと、を踏まえて、オプション機能としていただきたいと思います。	実績類型の見直しのため、特記記載なし。	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見から全ての収納代行事業者のフォーマットに対応したシステムを開発することは、困難であることを認識しました。一方で、当該機能要件は、改中指定都市案件として追加されたものであり、業務区分の変更が難しいものとして認識しております。また、日本代理収納サービス協会において標準的なインターフェースが決められていることを踏まえて、機能要件の要件の考え方に、日本代理収納サービス協会が定めている「GS1-128 シンボル」による標準的なデータ形式(バーコード)に準拠することを想定して、要件の考え方に追加いたします。	要件の考え方に以下を追加します。 「日本代理収納サービス協会が定めるGS1-128シンボルによる標準的なデータ形式(バーコード)に準拠することとする。」 また、日本代理収納サービス協会において標準的なインターフェースが決められていることを踏まえて、機能要件の要件の考え方に、日本代理収納サービス協会が定めている「GS1-128 シンボル」による標準的なデータ形式(バーコード)に準拠することを想定して、要件の考え方に追加いたします。	反映する	論点
506	6.派遣金・債権管理	6.3.収納	収納済込	0211831	納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。	0	0	0	【2.1版】 要件の考え方・理由を追加				全ての自治体で実装必須機能としてほしい。	今度Dを進めていく上で収納データの自動反映は必要であるため。	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時に修正する予定はございません。		反映しない	非論点	
506	3.医療扶助 調剤券の交付	3.1.医療券・調剤券の交付	要否意見書 作成	0211831	送付書以下の各条件で作成できること。 -医療券のみの送付書 -医療券と要否意見書のみの送付書 -医療券と要否意見書の送付書	0	0	0	【2.1版】 機能要件を変更 機能要件の記載と構築一覧の整合性が取れていないため、文言を削除とする				一括出力する場合、医療種別の宛名(〒のバーコード表示含む)と明の種類の要否意見書を何枚送付するか集計数が記載されている送付書がなければ、「医療種別」に対して各種要否意見書と医療券を同時に印刷、構築ごとのカウントを封入物の確認ができず誤差に繋がります。また、意見書と医療券それぞれの送付書を作成することで、今まで「医療種別」毎の送付書で済んでいたものが少なくとも1枚以上の送付書となり明細一覧の送付書でさらに枚数がかさかから郵送料が増えることによる経路品質向上に繋がらない。送付書が枚数等で定められているものでなく、実装されているベンダーが異なることから、送付書と送付書を作成できるようにしたい。	送付書以下の各条件で作成できること。 -医療券のみの送付書 -医療券と要否意見書のみの送付書 -医療券と要否意見書の送付書(新規構築を作成する)	実績あり(第1回)	実績あり		検討対象	新規構築追加のご意見については、構築要件(構築レイトウ)で構築要件の明細の時刻の時間を十分に確保することが重要ですので、21版の改版ではなく、次版以降の改版において、構築の追加の必要性も念のため検討して議論を行う予定です。		反映しない	非論点	
506	6.派遣金・債権管理	6.3.収納	収納済込	0211831	納付方法においては、コンビニ収納に対応すること。	0	0	0	【2.1版】 要件の考え方・理由を追加				コンビニ収納代行に関して、収納代行業者によりデータのレイトウが異なる場合には各自自律仕様となる、ということもよろしいでしょうか。	コンビニ収納に関する仕様が標準化はなくなるため。	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見から全ての収納代行事業者のフォーマットに対応したシステムを開発することは、困難であることを認識しました。一方で、当該機能要件は、改中指定都市案件として追加されたものであり、業務区分の変更が難しいものとして認識しております。また、日本代理収納サービス協会において標準的なインターフェースが決められていることを踏まえて、機能要件の要件の考え方に、日本代理収納サービス協会が定めている「GS1-128 シンボル」による標準的なデータ形式(バーコード)に準拠することを想定して、要件の考え方に追加いたします。	要件の考え方に以下を追加します。 「日本代理収納サービス協会が定めるGS1-128シンボルによる標準的なデータ形式(バーコード)に準拠することとする。」 また、日本代理収納サービス協会において標準的なインターフェースが決められていることを踏まえて、機能要件の要件の考え方に、日本代理収納サービス協会が定めている「GS1-128 シンボル」による標準的なデータ形式(バーコード)に準拠することを想定して、要件の考え方に追加いたします。	反映する	論点	
507	3.医療扶助 調剤券の交付	3.1.医療券・調剤券の交付	要否意見書 作成	0211832	以下の情報について一覧で確認できること。 -要否意見書作成状況(新規・継続・精神疾患・訪問診療・訪問介護・訪問リハビリ・補綴) -要否意見書回収・未回収状況 -要否意見書は発行しているが、医療券は未作成となっている対象者 -医師の医療種別コード(標準規格コード)が重複する -意見書の種別(医療券と要否意見書の送付書) -新規構築区分(生活保護新規/生活保護継続) -新規構築区分(一般病科/精神科) ※医師科が病科は点数コードで判断できれば良い。 -継続(外来か入院か訪問診療か訪問看護か訪問リハビリか) -発行日 -承認期間(始期・終期) -医療の要否(要、否) ※構築数のパラメータ管理ができれば良い。	0	0	0	【2.1版】 機能要件を変更					医療扶助における長期入院患者の実態把握についての厚労省保護課長通知(2)により、毎年4月末までに厚労省へ報告する際、その他疾病、精神疾患に合わせた集計の数も集計する必要があります。医療扶助による長期入院患者の実態把握についての厚労省保護課長通知(2)により、別途依頼があった場合にその他疾病、精神疾患に合わせて集計の数も集計する必要があります。このため、その他疾病は「継続」として、精神疾患は精神科として管理するのが、継続についても集計と管理を適切に行うためにシステムに追加したい。であれば、各集計の通知から集計を集計することを修正してご修正いただきたいと思います。	医療科が病科か経緯か一般病科か ※医師科が病科か点数コードで判断できれば良い。	実績なし	実績あり		検討対象	ご意見のとおり、機能要件を修正いたします。	-病種(精神科か経緯か一般病科か) ※医師科が病科か点数コードで判断できれば良い。	反映する	非論点
508	3.医療扶助 調剤券の交付	3.1.医療券・調剤券の交付	要否意見書 作成	0211738	以下の情報について一覧で確認できること。 -送付日	0	0	0	【2.0版】 機能要件を変更				業務の性質上、実装区分①と②③に区別はないため。		無		検討対象	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時に修正する予定はございません。		反映しない	非論点		

601	3-1 医療券・調剤券の交付	要否意見書 1 回答登録	0210304	医療券・要否意見書等の回答を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・承認期間(始期・終期) ・回答状況区分(未回収・継続・受理・開始・転帰・未使用) ・継続期間 ・傷病名(セブ7疾病コード別選択) ・転帰日 ・転帰区分(返券、治癒、中止、死亡、廃止、入院に変更、外来に変更、転院、退院廃止、退院他、継続、未回収) ・転帰決定日 ・医療機関前日 ・転診事由発生日 ・返券要否(未承認の医療券意見書と同意で要か否か破棄か) ・認定区分(承認・未承認) ・種類 ・医療機関(薬局情報、医療機関コード含む) ・臨床医療機関(訪問看護事業者(訪問看護必要時)、処方箋発行医療機関(調剤券発行時)、医療機関コード含む) ・病種(精神科、一般病、歯科) ・種別(外来、入院、訪問看護、訪問リハビリ、訪問診療) ・療養別 ・入院理由(入外を人としたときのみ) ・診療開始日 ・診療終了日	◎ ◎ ◎			1	0210304	振記・整合性	020211832において、訪問リハビリ、訪問診療の文書は削除されていますが、こちらが削除されても問題ないでしょうか。	整合性の確認です。							ご意見を踏まえて、当該機能要件についても削除を検討いたします。	反映する	非論点
603	3-1 医療券・調剤券の交付	要否意見書 3 回答登録	0211804	「意見書に印字した二次元コードまたはバーコードによる、意見書承認、意見書不承認、意見書却下の意見書受理登録ができること。	◎ ◎ ◎			3	0211804	実装区分変更	実装区分①③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分②①③に区別はないため。						ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点	
606	3-1 医療券・調剤券の交付	本人支払 他法情報の登録	0210307	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・他法情報(年金、国保、健康保険、各種手当、共済、雇用保険、自立支援医療、特定医療、感染症法、原簿医療) ・本人支払額 ・本人支払額発生月 ・本人支払額の金額 ・本人支払額の支払先(医療機関・介護機関)	◎ ◎ ◎			2	210307	機能修正	他法情報に社保、結核医療も必要ではないか。	他法情報の①内が〜等という表記ではなかったのに記載されていない「社保と結核医療も必要ではないか」という文言を追加を提案いたします。	実装なし	実装あり				ご意見のとおり、「社保」、「結核」の区分の追加を検討します。	反映する	非論点	
606	3-1 医療券・調剤券の交付	本人支払 他法情報の登録	0210307	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・他法情報(年金、国保、健康保険、各種手当、共済、雇用保険、自立支援医療、特定医療、感染症法、原簿医療) ・本人支払額 ・本人支払額発生月 ・本人支払額の金額 ・本人支払額の支払先(医療機関・介護機関)	◎ ◎ ◎			2	0210307	振記・整合性	他法情報の「国保」は必要でしょうか。	被保護者は国保の被保護者になることはないと思いますので、他法として国保を登録することはないように思います。	実装なし					ご意見を踏まえて、機能要件の他法情報の管理項目について見直しを行います。	反映する	非論点	
612	3-1 医療券・調剤券の交付	給付券作成	0210313	以下の構築を作成できること。 ・生活保護法医療券・調剤券 ・医療券受領書 ・医療券受領書 ・訪問看護に係る利用料請求書 ・医療券通名簿(通名医療券) ・調剤券通名簿(通名調剤券) ・医療券転送通知書(療養伝書) ・調剤券転送通知書(療養伝書) ・調剤券送付書 ・調剤券受領書	◎ ◎ ◎			1	210313	機能追加	欄外(上部)に意図なき利用の住所・医療機関名など送付先の印字を追加したい	現在も印刷済み材料を使用しており、ラベルシール作成には経費手間がかかるため	実装なし	実装あり				ご意見について把握しました。医療券については、送付書をレアウトとして定義しておりますので、もろもろご利用いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
617	3-1 医療券・調剤券の交付	給付券作成	0210318	廃止・停止ケースについて、保護受給期間内の医療券・調剤券の作成ができること。	◎ ◎ ◎			6	210318	振記・整合性	機能名特殊3機能ID0210354と同じ内容ではないか。	機能ID0210320「廃止・停止ケースについて、保護受給期間内の医療券・調剤券の作成ができること」、停止ID0210354「廃止・停止ケースの保護受給期間内の医療券・調剤券の作成ができること」はどちらも同じ内容の文言であるように思うため片方は削除したほうが無意味ではないか。	実装なし	実装あり			ご意見について、対象の機能要件を必要とする自治体もいることが想定されるため、機能要件の削除は行わない想定です。	反映しない	非論点		
630	3-1 医療券・調剤券の交付	給付券作成	0210330	以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示できること。 ・有効期限が過ぎていて廃止されていない医療券・調剤券が存在する場合 ・既に入院の医療扶助が登録されている世帯員に対し、新たに「入院」/「入院外」/「施設」/「在宅」/「訪問看護」の医療扶助を登録しようとした場合 ・医療扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力された場合 ・医療券・調剤券即時廃止時に生活保護の受給期間外の医療券を廃止しようとした場合 ・既に医療扶助が登録されている世帯員に対し、新たに同一内容の医療扶助を登録しようとした場合	◎ ◎ ◎			19	0210330	機能追加	介護券が発行されている被保護者に入院医療券を登録しようとした場合、も確認メッセージを表示する機能を追加するのはいかがでしょうか。	入力欄数が異なるため、互が付けるように確認メッセージがでるかと考えています。定期審査においても確認されています。	実装なし	実装あり			ご意見について把握いたしました。特定の自治体における給付券については、確認メッセージはいいましたが、改定において変更は行わない想定です。	反映しない	非論点		
632	3-1 医療券・調剤券の交付	給付券作成	0210332	医療券・調剤券の作成状況について返戻、再発行、無効、取消の処理、管理ができること。	◎ ◎ ◎			21	210332	機能追加	医療券・調剤券の一括作成状況の取消の処理もこの要件に含まれているか、含まれていないのであれば機能の追加が必要ではないか。	医療券・調剤券の一括作成状況の取消の処理もこの要件に含まれているか、含まれていないのであれば機能の追加が必要ではないか。	実装なし	実装あり			医療券を一括で作成し出力した場合に、取消を行う必要が生じた場合は、個別の医療券を取消処理するものと想定しております。 一括作成した医療券を、まとめて取消処理する機能は、特定自治体における要件確認を想定しておりますので、機能要件の追加は行わない想定です。	反映しない	非論点		
653	3-1 医療券・調剤券の交付	給付券作成	0211486	地区担当員入力分を医療担当員が出力できること。	◎ ◎ ◎			41	0211486	実装区分変更	【20版】にて、機能ID：0210352から機能ID：0211486に分割	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。					ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
654	3-1 医療券・調剤券の交付	給付券作成	0211487	出力した医療担当者の名を印字しない設定ができること。	◎ ◎ ◎			42	0211487	実装区分変更	【20版】にて、機能ID：0210352から機能ID：0211487に分割	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。					ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
689	3-2 治療材料券の交付	給付券作成	0210383	給付券について、業者への支払までの進捗管理が行えること。 【管理項目】 ・送付日 ・支給日 ・治療材料券の種類 ・金額 ・取扱業者	◎ ◎ ◎			6	0210383	機能追加	支払日に関しては、支払予定日として未末日の登録を可能とするよう仕様書に記載していただけでしょうか。	支払処理の際に、システムから情報を抽出して事務を行います。抽出した情報をもとに、支払処理を行います。その時点では支払予定日を登録しています。標準化後は、標準仕様書に記載がないため、支払日として未末日を登録することができなくなり、過去の支払済み日登録できないとベンダーから言われています。標準化によって支払完了までシステムへの入力を保留しておき、支払完了後にシステムへの入力を行うという手順が追加で発生してしまうことになるため、機能の追加をお願いいたします。	実装なし	実装あり			給付券について、業者への支払までの進捗管理が行えること。 【管理項目】 ・送付日 ・支給日(支給予定日も含む) ・治療材料券の種類 ・金額 ・取扱業者	ご意見について、機能要件の修正を検討します。	反映する	非論点	
691	3-2 治療材料券の交付	給付券作成	0211711	給付券について、以下の項目の管理ができること。 【管理項目】 ・傷病名 ・他法情報 ・送付日 ・給付種類(貸与、購入、修理) ・給付方法(現物、金銭) ・貸与年月 ・修理方法	◎ ◎ ◎			8	0211711	実装区分変更	実装区分②③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。					【管理項目】 ・他法情報 ・送付日 ・給付種類(貸与、購入、修理) のみ有	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点	
700	3-3 箇所券の交付	要否意見書 3 作成	0210392	送付書を以下の各条件で作成できること。 ・箇所券のみの送付書 ・給付券意見書のみを送付書 ・箇所券と給付券意見書の送付書	◎ ◎ ◎			3	0210392	振記・整合性	020210403において、意見書の回答登録がされていない場合は箇所券を発行しないという制限が設定されており、箇所券と意見書を同時に送付することはありますでしょうか。	整合性の確認です。	実装なし				自治体によっては、意見欄に記載された運用を行っていることも想定しております。	反映しない	非論点		
716	3-3 箇所券の交付	給付券作成	0211744	箇所券について、業者への支払までの進捗管理が行えること。 【管理項目】 ・送付日	◎ ◎ ◎			9	0211744	実装区分変更	【20版】 ・機能要件を変更	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。					ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
764	3-4 指定医療機関等の指定	新規・廃止・変更登録	0210448	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・指定医療機関情報(名称・所在地・電話番号・FAX番号) ・医療機関コード(都道府県コード+点数コード) ・指定年月日 ・廃止年月日 ・変更年月日 ・休止年月日 ・再開年月日 ・有効期限日 ・指定取消年月日 ・指定年月日 ・登録年月日 ・更新年月日 ・診療科目 ・開設者 ・開設者住所 ・病棟数 ・備考 ・申込先口座(取引銀行、取引支店、口座種別、口座番号、名義人(漢字・カナ)) ・登録事由	◎ ◎ ◎						機能追加	開設者氏名の入力可能な文字数を30文字程度に増やせないか。	入力文字数が少なく、株式会社を(株)、代表取締役を(代)等と省略して入力している。通知書を開設者に送る際には手作業で正式名称に書き換える手順が発生している。				ご意見について、データ要件・連携要件における基本データリストに関する変更と認識いたしました。 地方公共団体基幹業務システム 基本データリスト(生活保護)【第30版】において、「開設者_氏名」などのデータ項目は記載がな、もく(注)1000に設定されております。 意見については、既に基本データリストにおいて対応済みのものと判断し、変更は行わない想定です。	反映しない	非論点		
771	3-6 指定医療機関等の指定	指定業務通知書の作成	0210453	以下の構築を作成できること。 ・指定業務通知書	◎ ◎ ◎					機能追加	指定業務通知書に生活保護法とは記載がない、生活保護法及び中国残留邦人などの円滑な帰国の促進並びに生活保護法に中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定業務を行っているため。	生活保護法と中国残留邦人などの円滑な帰国の促進並びに生活保護法に中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定業務を行っているため。				中国残留邦人などの円滑な帰国の促進並びに生活保護法に中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項	中国残留邦人支援給付に関する業務は、標準化の対象外の業務となっております。 よって、機能要件の指定業務通知書は生活保護法に基づく指定のみを想定しております。	反映しない	非論点		
773	3-6 指定医療機関等の指定	指定業務通知書の作成	0210455	指定した期間内に有効期限終了がされる医療機関の一覧を抽出できること。	◎ ◎ ◎					機能修正	指定した期間内に有効期限終了がされる医療機関の一覧を抽出できないか	05月より厚生局に保険医療機関の届け出時に生活保護の指定医療機関に関する届出が同時にできるようになった。厚生局より保健医療機関の更新案内通知を送る対象が「指定した期間内に有効期限開始される医療機関」となっている。現在生活保護指定医療機関案内通知として抽出される対象が異なるため、手作業で厚生局の更新案内通知対象と合わせて通知する手順が増えている。			令和5年6月30日付厚生労働省事務連絡「生活保護法施行規則及び保健医療機関及び保険医療機関の指定並びに保険医療及び保険医療機関の登録に関する各々の部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて	ご意見を踏まえて、機能要件の追加を検討します。	反映する	非論点			

804	4 介護扶助	4.1 介護券の交付(介護保険制度適用)	介護券の作成	0210470	以下の帳票を作成すること。 ・生活保護法介護券 ・介護券速達書(速達名介護券) ・生活保護法介護券送付書 ・介護券受領書	◎ ◎ ◎			10210470	機能追加	介護保険適用者においても介護扶助決定通知書を発行できるようにしたい。	第五期全国意見照会OA集において、名古屋より同様の要望がありました。標準化仕様へは反映しないと考えています。 (1)は厚生労働省健康課長に確認したところ、「生活保護法による介護扶助の運営要件について」(H12.3.31付第05号)により、介護保険適用者についても、介護扶助決定の通知を行う必要がある旨をあらためて確認しましたので、機能の追加をお願いいたします。 なお、上記確認の際、厚生労働省より、今後上記通知を見直し、決定通知の通知を不要とするよう変更する可能性があるとの見解をいただきました。介護扶助運営要件の変更により決定通知の送付が必要とならば、この機能が必要ありません。	以下の帳票を作成すること。 ・生活保護法介護券 ・介護券速達書(速達名介護券) ・生活保護法介護券送付書 ・介護券受領書 ・介護扶助決定通知書	実績あり(第5期)	実績なし	「生活保護法による介護扶助の運営要件について」(H12.3.31付第05号)	検討対象	将来的に介護扶助決定通知が必要になる可能性もあること を踏まえて、機能要件の追加および介護扶助決定通知書の機能要件の定義は不変と判断いたしました。 なお、介護扶助決定通知が必要になるまでの間の期間において、「生活保護法による介護扶助の運営要件について」(H12.3.31付第05号)の「第5介護扶助実施方式 2 介護扶助の決定」(6)確保者に対する通知に記載がある通り、保護決定通知書を用いる運用を想定しております。		反映しない	非論点
811	4 介護扶助	4.1 介護券の交付(介護保険制度適用)	介護券の作成	021803	介護券に係る以下の情報について、福祉事務所、地区担当員別、送付書、介護券(サービス種類ごと)ごとに一括で確認できること。	◎ ◎ ○			021803	実装区分変更	実装区分③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。		有		検討対象	ご意見について把握いたしましたが、2版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
812	4 介護扶助	4.1 介護券の交付(介護保険制度適用)	介護券の作成	0210477	一括発行前、後に下記チェックした情報を一覧で確認できること。 ・要介護状態とサービス種類に不整合がある場合(例:要支援なのに要介護のサービス券を選択) ・本人支払額の上限額を超過している場合 ・選択している介護事業所が廃止または停止期間中の場合 ・介護認定の認定期間外の介護券を作成しようとした場合	◎ ◎ ◎			90210477	機能追加	入居履歴が発行されている確保者が介護券を閲覧しようとした場合、に確認メッセージを表示する機能を追加するのはいかがでしょうか。	入居履歴が異なるため、気が付けるように確認メッセージが欲しいという要望がありました。定期更新においても確認されています。	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、特定の自治体における便利機能と判断いたしました。 機能要件に追加は行わない予定です。	反映しない	非論点		
824	4 介護扶助	4.2 介護券の交付(介護保険制度適用外)	審査結果の登録	0210489	確保者番号の始まりがHである場合、介護券の券種が単独となること。	◎ ◎ ◎			40210489	その他	自立支援医療と併用の場合等、介護保険以外と併用の可能性がある場合であれば、券種を使用することはできるでしょうか。(8日印刷のうち、4日間は生活保護単独、4日間は自立支援医療単独、等)	仕様についての確認です。	実績なし		検討対象外(理由未記載)	本意見照会を機能要件等の仕様に関する意見を収集するものです。 機能要件に関する意見ではなく、仕様の確認のため回答は行いません。別途、標準化PMOまでご意見をお寄せください	反映しない	非論点			
830	4 介護扶助	4.2 介護券の交付(介護保険制度適用外)	届宅介護支11の交付(介護保険制度適用外)	0210495	介護機関の名称変更や医療法人化に伴い、介護扶助指定介護機関の登録が廃止開始された場合、未発行の券や発行済の券を新たに開始した介護機関での発券履歴として管理できること。	◎ ◎ ◎			60210495	振記・整合性	D0210495とD0210519で文言が異なりますが、このままで大丈夫でしょうか。	整合性の確認です。	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、機能ID:0210519の文言を機能ID:0210495の文言と同じく修正いたします。	反映しない	非論点			
833	4 介護扶助	4.2 介護券の交付(介護保険制度適用外)	届宅介護支9の交付(介護保険制度適用外)	0210498	一括発行前、後に下記チェックした情報を一覧で確認できること。 ・要介護状態とサービス種類に不整合がある場合(例:要支援なのに要介護のサービス券を選択) ・確保者番号の始まりがHにも関わらず、介護券の券種が併用の場合 ・確保者番号の始まりがHではないにも関わらず、介護券の券種が単独の場合 ・選択している介護事業所が廃止または停止期間中の場合 ・介護認定の認定期間外の介護券を作成しようとした場合	◎ ◎ ◎			90210498	その他	自立支援医療と併用の場合等、介護保険以外と併用の可能性がある場合であれば、券種を使用することはできるでしょうか。(8日印刷のうち、4日間は生活保護単独、4日間は自立支援医療単独、等)	仕様についての確認です。	実績なし		検討対象外(理由未記載)	本意見照会を機能要件等の仕様に関する意見を収集するものです。 機能要件に関する意見ではなく、仕様の確認のため回答は行いません。別途、標準化PMOまでご意見をお寄せください	反映しない	非論点			
835	4 介護扶助	4.2 介護券の交付(介護保険制度適用外)	届宅介護支11の交付(介護保険制度適用外)	0211784	届宅介護支11の交付(介護保険制度適用外)の作成 ・要介護状態とサービス種類に不整合がある場合(例:要支援なのに要介護のサービス券を選択) ・確保者番号の始まりがHにも関わらず、介護券の券種が併用の場合 ・確保者番号の始まりがHではないにも関わらず、介護券の券種が単独の場合 ・選択している介護事業所が廃止または停止期間中の場合 ・介護認定の認定期間外の介護券を作成しようとした場合	◎ ○ ○			110211784	その他	自立支援医療と併用の場合等、介護保険以外と併用の可能性がある場合であれば、券種を使用することはできるでしょうか。(8日印刷のうち、4日間は生活保護単独、4日間は自立支援医療単独、等)	仕様についての確認です。	実績なし		検討対象外(理由未記載)	本意見照会を機能要件等の仕様に関する意見を収集するものです。 機能要件に関する意見ではなく、仕様の確認のため回答は行いません。別途、標準化PMOまでご意見をお寄せください	反映しない	非論点			
861	4 介護扶助	4.2 介護券の交付(介護保険制度適用外)	届宅介護支6の交付(介護保険制度適用外)	0210519	介護機関の名称変更や医療法人化に伴い、介護扶助指定介護機関の登録が廃止開始された場合、未発行の券や発行済の券を新たに開始した介護機関での発券履歴として管理できること。	◎ ◎ ◎			60210519	振記・整合性	D0210495とD0210519で文言が異なりますが、このままで大丈夫でしょうか。	整合性の確認です。	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、機能ID:0210519の文言を機能ID:0210495の文言と同じく修正いたします。	反映する	非論点			
869	4 介護扶助	4.2 介護券の交付(介護保険制度適用外)	届宅介護支14の交付(介護保険制度適用外)	0210527	確保者番号の始まりがHである場合、介護券の券種が単独と設定できること。	◎ ◎ ◎			140210527	その他	自立支援医療と併用の場合等、介護保険以外と併用の可能性がある場合であれば、券種を使用することはできるでしょうか。(8日印刷のうち、4日間は生活保護単独、4日間は自立支援医療単独、等)	仕様についての確認です。	実績なし		検討対象外(理由未記載)	本意見照会を機能要件等の仕様に関する意見を収集するものです。 機能要件に関する意見ではなく、仕様の確認のため回答は行いません。別途、標準化PMOまでご意見をお寄せください	反映しない	非論点			
###	5 経理	5.3 代理納付	納付処理	0211793	代理納付において、生活保護システムに登録されている代理納付種と、代理納付先から提供される各種金額データを一覧で確認できること。	◎ ○ ○			90211793	実装区分変更	② 団体内で複数の福祉事務所を設置(例:政令指定都市、一部の中核市等)において「◎」とする。	現状、県営住宅、市営住宅についてはそれぞれの住宅別のシステムで一括連携(実用)を行っており、実運用により一括連携(実用)が行えなくなることによる業務負荷が軽減する。標準化により業務が増大することは本来期待するため。	実績なし	実績あり		検討対象	ご意見について把握いたしましたが、2版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。 また、標準化PMO機能として機能要件に記載されておらず、当該機能が必要な自治体については、当該機能が実装されたシステムを調達することを想定しております。	反映しない	非論点		
###	5 経理	5.6 異人	納入通知書の作成	0211512	納入通知書(納付書)を出力出来ること。 ※ 横書き納付書・横書きレシートについては、税務システム標準仕様書(収納管理)における「横書きID0140129 横書き納付書」に準拠する旨とする。 なお、徴収書部分は税務システム標準仕様書の「横書きID項目・請求ID0140129 横書き納付書」に準拠する旨とする。 また、「課税内容」(税額、率、税特有の項目名)については、適宜適宜金額や徴収金等に準ずる項目名に読み替えることとする。	◎ ◎ ◎			10211512	機能追加	生活保護課員に係る納入納付書については、eLTAxiに対応した仕様とする。	地方自治体法施行令第159条に基づき(歳出入については、各自治体と連携システムから納付書を送付している。各自治体の財務システムにおいて管理している歳出予算に収納結果を反映しなくてはならないため、生活保護課員に係る歳出入についても、eLTAxi対応しない限り、生活保護システムから発行した納入納付書は使い物にならない。	以下の文言を追加。 「納入納付書については、eLTAxiに対応した仕様を具備すること。」	実績なし	実績なし		検討対象	検討対象のオブザーバーへから納付書について、生活保護課員独自のレアウトを定義するようご意見を頂いております。十分納期を付けて検討することが望ましいため、2.1版では大幅な仕様の変更は行わず、検討を行っていただきます。	反映しない	非論点	
###	6 共通・その他	6.1 返還金・債権管理	債権登録	0211533	登録済みの債権に対して、「生活保護法第63条」の債権(生活保護法第77条の2)に変更ができること。	◎ ○ ○			280211533	機能修正	63条債権の認定や納付の有無にかかわらず、債権全体を77条の2に変更できるようにすること。	現システムでは、認定や一部納付がある63条については、債権全体を変更できない仕様のため。 ※現在未納債権は認定して77条2に変更しているが、一部納付があるものについては、認定の前提ができないため債権全体を77条の2に変更することができない。	実績なし	実績なし		検討対象	意見内容から自治体独自の運用/システムや要望と想定されるため、機能要件の修正は行わない予定です。	反映しない	非論点		
###	7 統計	7.1 厚生労働省への報告	確保者情報	0210811	以下の情報を集計できること。 ・基礎調査 ・個別調査 ・月別調査 ・月別調査集計表	◎ ○ ○				機能追加	集計は、所管福祉事務所のCSVデータを取り込む方法という認識でしょうか。 また、所管外の政令中核市分の取り込みも可能か。		実績なし	実績なし		検討対象	「集計できること」という機能要件は標準仕様書で定義しておりますが、具体的なシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない予定です。 システム連携等により、調達予定の事業者と自治体間で実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点		
###	7 統計	7.1 厚生労働省への報告	確保者情報	0210811	以下の情報を集計できること。 ・基礎調査 ・個別調査 ・月別調査 ・月別調査集計表	◎ ○ ○			120811	機能追加	担当OWの入力ミスなどにより、統計の数が変わってしまうことを実用上は認めず、生活保護の決定件数については仮に2件あるとするものの21件はカウントしたケースがケース番号101102、105、108、109・・・とわかるようにすることで修正等がやりやすくなります。		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、特定の自治体における便利機能と判断いたしました。 機能要件に追加は行わない予定です。	反映しない	非論点		
###	7 統計	7.1 厚生労働省への報告	確保者情報	0210812	集計したデータについて、基礎調査・個別調査・月別調査ごとにエラーチェックが行えること。	◎ ◎ ◎				機能追加	月別調査集計表分においても、エラーチェックが可能であるの認識でしょうか。		実績なし	実績あり		検討対象	意見照会に記載頂いたとおり、機能ID:0210811に関する機能として、当該機能を設定しております。	反映しない	非論点		
###	7 統計	7.1 厚生労働省への報告	確保者情報	0210818	生活保護業務データシステムに登録できる確保者調査用(基礎調査、個別調査、月別調査)のデータファイル(CSV形式)の出力ができること。	◎ ◎ ◎			120818	機能追加	月別調査についてはデータが作成されるだけでなく、集計の数の確認がわかるように対象者や対象ケースが確認できるようにすること	統計作業を行う上で、OW等の入力内容の誤り等で整合性が合わず、エラーとなってしまいがちなため、集計の数の確認がわかるように対象者や対象ケースが確認できるようにすること		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、特定の自治体における便利機能と判断いたしました。 機能要件に追加は行わない予定です。	反映しない	非論点	
###	8 共通・その他	8.1 他システム連携	マイナシステム連携	0211766	※ 原本登録を行う上で連携項目の内容を修正する必要がある場合、修正できること	◎ ○ ○			40211766	実装区分変更	実装区分②・③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。		無		検討対象	ご意見について把握いたしましたが、2版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
###	8 共通・その他	8.1 他システム連携	就学援助システム連携	0211828	就学援助システムに、生活保護の受給者情報を提供できること。 就学援助システムに、生活保護速達書・就学準備給付金情報を提供できること。 ※ 当該システムとの連携のみを用いているのではなく、共通基盤等との連携を含む	◎ ◎ ◎			10211828	機能削除	就学援助システムに、生活保護速達書・就学準備給付金情報を提供できること。の機能は不要。	就学援助システムに、生活保護速達書・就学準備給付金情報を提供できること。の機能は不要。	機能を利用する。	実績なし	実績なし	https://www.mext.go.jp/a_menu/shidou/career/05610502_017.htm (文部科学省サイト)	検討対象	・ご意見について、就学援助システム側の機能要件、データ要件・連携要件を確認しました。 ・就学援助システム機能要件の機能ID:ID0180200において、以下の機能の記載がございますので、生活保護システムにおいても同等の機能要件と認識しております。 「以下の地裁事務システム等へ情報を提供できること。 ・生活保護システムに、生活保護受給者情報、生活保護個人情報、生活保護速達書準備給付金情報を照会する。」 ・機能別連携仕様の0210088において、「(就学準備システム(就学援助)が、生活保護システムに、生活保護準備給付金の情報を、照会する。」という連携要件が定義されておりますので、必要な機能と認識しております。	反映しない	非論点	
###	8 共通・その他	8.2 マスタ・データ管理機能	マスタ・データ管理機能	0211768	・地区情報に連携を付けて管理できること(例:中央1-00)	◎ ○ ○			310211768	実装区分変更	実装区分②・③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分①②③に区別はないため。		有		検討対象	ご意見について把握いたしましたが、2版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
###	8 共通・その他	8.2 マスタ・データ管理機能	マスタ・データ管理機能	0211583	タッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月X日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること	◎ ○ ○			700211583	実装区分変更	実装区分①③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分②①③に区別はないため。		有		検討対象	ご意見について把握いたしましたが、2版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		
###	8 共通・その他	8.2 マスタ・データ管理機能	マスタ・データ管理機能	0211584	タッチ処理の実行時は、前画面時に指定したパラメータが参照されること。	◎ ○ ○			710211584	実装区分変更	実装区分①③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分②①③に区別はないため。		有		検討対象	ご意見について把握いたしましたが、2版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点		

8. 共通・その他	8.2 マスタ・データ管理機能	マスタ・データ管理機能	79	0211585	管内地図情報について、以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・実務機関名称 ・管内世帯数(世帯) ・管内人口(人) ・被保護世帯数(世帯) ・被保護人員(人) ・保護率(%) ・地区名 ・地区人口(人) ・被保護世帯数(世帯) ・被保護人員(人) ・保護率(%) ・平均世帯員数(分) ・地区担当員名	○	○	○	・20版において、統計会での議論の結果として監査資料作成に関する機能として、令和5年度生活保護法施行事務監査資料における実務機関関係の「1管内地図」の情報について、機能要件を追加。 ・20版において、統計会での議論の結果として監査資料作成に関する機能として、令和5年度生活保護法施行事務監査資料における都道府県・指定都市本庁関係の「1管内地図」の情報について、機能要件を追加。	【20版】 ・機能要件を追加			その他	統計業務でも必要のため、「○標準オプション機能」ではなく、「◎標準オプション機能」にしてください。						検討対象	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
8. 共通・その他	8.6 援助方針機能	援助方針機能	2	0211770	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 ・登録内容の変更履歴を管理できること。 【管理項目】 ・保護台帳 ・世帯の概要 ・留意事項(DV情報等)	◎	◎	○		【20版】 ・機能要件を変更	2	0211770	実装区分変更	実装区分③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分①・②と③に区別はないため。				無	検討対象	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
8. 共通・その他	8.9 決裁機能	決裁機能	31	0211701	決裁処理を行う機能について、バーコード又は二次元コードを出力し、バーコード又は二次元コード読み込みによる決裁登録ができること。	◎	◎	○		【20版】 ・機能要件を変更	31	0211701	実装区分変更	実装区分③を○(オプション)から◎(必須)へ変更する。	業務の性質上、実装区分①・②と③に区別はないため。				有	検討対象	ご意見について把握いたしました。20版で定義した機能要件の実装区分については、21版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点

生活保護システム
機能・帳票要件(第2.1版)

No	②帳票名 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解説案・代替案 (修正後の案件文案)	⑧過去意見照会における意見実 績 記入必須	⑨真自治体における現行システ ムでの実装有無 記入必須	⑩意見根拠(法令・通知等)	検討分類	検討方針詳細	修正後の機能要件(案)	標準仕様書への反映	論点化
1	140. 要介護認定調査依頼書	11電子公印	機能修正	・電子公印については、印刷の有無を選択できるようにしてほしい。	・本市では当該調査依頼のうち初回及び区分変更認定については同じ自治体内の保護担当部局から介護保険担当部局へ依頼するため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
2	140. 要介護認定調査依頼書	12被保険者番号	機能修正	・当該項目の表示の有無を選択できるようにしてほしい	・本市では従来より当該番号の記載なく認定調査依頼を行っており、不要な個人情報を記載する必要はないと考えるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
3	140. 要介護認定調査依頼書	13受給者番号	機能修正	・当該項目の表示の有無を選択できるようにしてほしい	・本市では従来より当該番号の記載なく認定調査依頼を行っており、不要な個人情報を記載する必要はないと考えるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
4	140. 要介護認定調査依頼書	14公費負担者番号	機能修正	・当該項目の表示の有無を選択できるようにしてほしい	・本市では従来より当該番号の記載なく認定調査依頼を行っており、不要な個人情報を記載する必要はないと考えるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
5	140. 要介護認定調査依頼書	12～20被保護者	機能追加	・「特定疾病名」欄を設けてほしい。	・当該項目が当該認定調査に必要な情報であるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
6	140. 要介護認定調査依頼書	12～20被保護者	機能追加	・「特記事項」(又は「備考」)欄を設けてほしい。(フリー入力対応)	・認定調査に当たって、本人以外の関係者が連絡先となっていることが多く、円滑な調査のためにはそれらについて自由記載できる欄が必須であるため。(本市でも従来より当該項目について記載し、認定調査依頼を行っている。)		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
7	141. 要介護認定審査・判定依頼書	10電子公印	機能修正	・電子公印については、印刷の有無を選択できるようにしてほしい。	・本市では当該事務について同じ自治体内の保護担当部局から介護保険担当部局へ依頼するため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
8	141. 要介護認定審査・判定依頼書	11ケース番号	機能修正	・当該項目の表示の有無を選択できるようにしてほしい	・本市では従来より当該番号の記載なく認定調査依頼を行っており、不要な個人情報を記載する必要はないと考えるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
9	141. 要介護認定審査・判定依頼書	12受給者番号	機能修正	・当該項目の表示の有無を選択できるようにしてほしい	・本市では従来より当該番号の記載なく認定調査依頼を行っており、不要な個人情報を記載する必要はないと考えるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
10	141. 要介護認定審査・判定依頼書	13公費負担者番号	機能修正	・当該項目の表示の有無を選択できるようにしてほしい	・本市では従来より当該番号の記載なく認定調査依頼を行っており、不要な個人情報を記載する必要はないと考えるため。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、自治体の独自運用と想定しておりますので、要件の修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
11	49. 保護決定通知書	No.39	誤記・整合性	「印字編集条件など」欄に一時扶助とすると、一次扶助となっている箇所がある。	誤記のため		実績なし	実装あり		検討対象	一時扶助に修正します。	・一時扶助の種類が4つ以上ある場合、1番右の欄は「その他」を印字する	反映する	非論点
12	49. 保護決定通知書	No.40	誤記・整合性	「印字編集条件など」欄に一時扶助とすると、一次扶助となっている箇所がある。	誤記のため		実績なし	実装あり		検討対象	一時扶助に修正します。	・一時扶助の種類に「その他」を印字する場合は、4つ以降の合計額を印字する	反映する	非論点
13	98. 医療券連名簿(連名医療券)	新たな項目「備考内容」の追加	機能追加	「94.生活保護法医療券・調剤券」の帳票詳細要件では、「備考」欄に、「他法情報の登録がある場合、登録されている全ての他法情報を印字する」が、当帳票出力時に画面で入力した内容を印字する」とある。一方、「備考内容」欄ではフリー入力のほか、定型文の入力とある。「98.医療券連名簿(連名医療券)」においても同様の管理方法で良いのではないか。	「94.生活保護法医療券・調剤券」と「98.医療券連名簿(連名医療券)」の内容は整合性を合わせる必要があるため。東京都では請求時に交付番号を入力することになっており、交付番号が分からないと医療機関等の請求事務に影響が大きい。		実績なし	実装あり		検討対象	帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。		反映しない	非論点
14	98. 医療券連名簿(連名医療券)	「備考」若しくは追加するなら「備考内容」欄	機能追加	社保該当の場合はシステム管理している「記号」「番号」「枝番」を表示するように欲しい。今回意見照会対象外だが、「94.生活保護法医療券・調剤券」も同様。	他法要件が分からないと、医療機関等の請求事務に影響が大きい。		実績なし	実装あり		検討対象	帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。		反映しない	非論点
15	98. 医療券連名簿(連名医療券)	新たな項目「交付番号」の追加	機能追加	「94.生活保護法医療券・調剤券」の帳票詳細要件では、「交付番号」が存在しており、実務上も医療機関等からのレセプト請求の際に「交付番号」を用いているため、「98.医療券連名簿(連名医療券)」にも印字してほしい。	「94.生活保護法医療券・調剤券」と「98.医療券連名簿(連名医療券)」の内容は整合性を合わせる必要があるため。東京都では請求時に交付番号を入力することになっており、交付番号が分からないと医療機関等から問合せが来るため。		実績なし	実装あり		検討対象	帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。		反映しない	非論点
16	52. 保護台帳	56	誤記・整合性	以下の記載がとる認識ですが、生年月日を印字するべきか「年 月 日」で印字するべきか整合性が取れていないため、「年 月 日」となる条件を記載すべきではないでしょうか。【記載内容】 ・和暦表記、外国籍の場合は西暦表記する。 ・「年 月 日」と表記する。	本項目としては、空白なのか生年月日の印字なのか不明確だと思いますので、どちらかに統一した方が良いかと思えます。もしくは「年 月 日」と表記する。」の削除漏れかと思い、指摘しております。	どちらで印字すべきか仕様書から読み取れないため、条件を明確化するか、生年月日を印字するかどちらかに記載を統一していただきたい。		実績なし	実装なし	なし	仕様書本編において、年月日の短縮表記も可能としておりますので、ご意見を踏まえて、「年 月 日」と表記する。」の印字編集条件は削除することとします。	各帳票の帳票詳細要件のシステム印字項目の年月日については、「年 月 日」と表記する。」という文言を削除する。	反映する	非論点
17	52. 保護台帳	68	誤記・整合性	以下の記載がとる認識ですが、生年月日を印字するべきか「年 月 日」で印字するべきか整合性が取れていないため、「年 月 日」となる条件を記載すべきではないでしょうか。【記載内容】 ・和暦表記、外国籍の場合は西暦表記する。 ・「年 月 日」と表記する。	本項目としては、空白なのか生年月日の印字なのか不明確だと思いますので、どちらかに統一した方が良いかと思えます。もしくは「年 月 日」と表記する。」の削除漏れかと思い、指摘しております。	どちらで印字すべきか仕様書から読み取れないため、条件を明確化するか、生年月日を印字するかどちらかに記載を統一していただきたい。		実績なし	実装なし	なし	仕様書本編において、年月日の短縮表記も可能としておりますので、ご意見を踏まえて、「年 月 日」と表記する。」の印字編集条件は削除することとします。	各帳票の帳票詳細要件のシステム印字項目の年月日については、「年 月 日」と表記する。」という文言を削除する。	反映する	非論点
18	114. 給付要否意見書(渠道整理)	5新規・継続	誤記・整合性	「継続に該当する場合は、「該当」を印字する」となっていますが、「継続に該当する場合は、「継続」を印字する」に改めてほしい。	・あんま・マッサージ、はりきゅうの帳票詳細では、後者の内容に変更修正されているため。	保護新規に該当する場合は「新規」、継続に該当する場合は「継続」を印字する	実績なし	実装あり		検討対象	ご指摘の通り、印字編集条件について修正します。	・保護新規に該当する場合は「新規」、継続に該当する場合は「継続」を印字する	反映する	非論点
19	46. 境界層該当証明書	17電子公印	機能追加	・電子公印は削除しない方が良いのではないか。	・境界層に該当することを証明している書類であり、実際の事務に使用する他課(国民健康保険や介護保険の部署)から押印がないと受け付けられないというような要請があった場合などには事務手続きが増えることになるため。		実績なし	実装あり		検討対象	通知の様式において、電子公印が設けられていないため、電子公印の追加(削除の取りやめ)は想定しておりません。		反映しない	非論点
20	66. 進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書	5宛先住所	その他	・機能ID0211732の管理項目が印字される想定ですが、【宛先住所】は管理項目のいずれかが分からない。申請時点の住所のみならず、【宛先住所】としての【通知先】を登録、印字してはどうか。	・宛先が必ずしも申請時点の住所とは限らないため。		実績なし	実装あり		検討対象	帳票「67.進学・就職準備給付金申請書」のレイアウトにおいて、「4.進学・就職後の居住先」という項目があり、「転居により進学・就職前と異なる住居に居住」を申請時に選択することが可能となっております。申請時において、こちらにチェックが入った場合は、申請時の住所ではなく、転居後の住所をシステムに登録し、管理する運用を想定しております。		反映しない	非論点
21	66. 進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書	24教示文	その他	・日本籍と外国籍の混合世帯の場合、教示の記載の有無の選択できるという認識でよいのか。	機能要件から読み取れなかったが、保護変更決定通知書と同様の動きができるのか。		実績なし	実装あり		検討対象	日本籍と外国籍の混合世帯の場合、教示の記載の有無の選択できるとい認識で相違ありません。(機能ID:0211825が該当する認識です。)		反映しない	非論点
22	67. 進学・就職準備給付金申請書	8個人番号	機能修正	個人番号の印字の有無を選択できないか。	個人番号が印字される仕様と理解しています。氏名は印字有無を選択できるのに、個人番号が選択できない仕様になっている理由を確認したい。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見の通り、システム印字項目間の整合性を確保するために個人番号の印字編集条件に、印字有無を選択できる旨を記載します。	印字編集条件に以下の文言を追加「印字有無を選択できる」	反映する	非論点

23	46.境界層該当証明書	6敬称	機能追加	・宛先敬称は削除しないでいただきたい。	・宛先敬称が今回の改版で削除予定とされているが、境界層該当の取扱いについて平成17年9月21日社援発第0921001号厚労省保護課長通知2境界層該当者に対する証明書等の交付より、「境界層該当者に交付するものとし、」とあることから、生活保護申請者もしくは被保護者宛てに証明するものであるため、敬称は必要である。	宛先敬称は削除しない	実績なし	実装あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援発第0921001号厚労省保護課長通知2	検討対象	ご意見の通り、「宛先敬称」のシステム印字項目を削除を取りやめます。	「宛先敬称」のシステム印字項目を追加(削除の取りやめ)	反映する	非論点
24	46.境界層該当証明書	11理由	機能削除	・理由のフリー入力もしくは定型文入力については、削除いただきたい。	・理由は帳票に既に掲載済の「境界層該当による…保護を要しないため。」に該当するため、新たに理由を印字する必要がなく、理由の重複になるため不要である。	理由(システム印字)は削除する	実績なし	実装あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援発第0921001号厚労省保護課長通知2	検討対象	ご意見の通り、記載が重複するため、「理由」のシステム印字項目を削除します。	「理由」のシステム印字項目を削除	反映する	非論点
25	46.境界層該当証明書	17電子公印	機能追加	・電子公印は削除しないでいただきたい。	・福祉事務所長が証明する証明書であるため電子公印が必要である。システム印字されない場合、別途公印申請の業務を行う必要があり業務効率が悪くなる。	電子公印は削除しない	実績なし	実装あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援発第0921001号厚労省保護課長通知2	検討対象	通知の様式として、電子公印が設けられていないため、電子公印の追加(削除の取りやめ)は想定しておりません。		反映しない	非論点
26	46.境界層該当証明書	18金額(1) 19金額(2) 20金額(3) 21金額(4) 22金額(5) 23合計金額	機能追加	・(添付資料)の表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」について、合計6か所の金額が表示できるよう、管理項目を増やして追加していただきたい。	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援発第0921004号厚労省保護課長通知3(2)～表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること、…「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載すること、とそれぞれ記載することから、合計6か所の金額を記載できる必要がある。該当者によっては、毎年保護申請却下に伴い証明書が必要になるため、履歴管理が必要になると考えます。	(別添書類)表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」に減額される金額をそれぞれ6か所入力できるように項目を追加する	実績なし	実装なし	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援発第0921004号厚労省保護課長通知3(2)	検討対象	ご意見から、表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」の合計6か所をシステム印字項目を追加してほしい旨を認識しました。	表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」について、システム印字項目とする。	反映する	論点
27	133.被保護者異動連絡票(国保運用)	15生年月日	誤記・整合性	・帳票レイアウトが年号表示となっており、西暦表示対応していないが、様式第5号を変更しレイアウト変更することが出来るのか。	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第5号のレイアウトでは、年号表示となっている。国民健康保険連合会と打ち合わせ済事項であり、紙媒体で提出する場合、外国籍のみレイアウトを変更するということが、なお、データ送信する際のデータ標準レイアウトは国籍にかかわらず全員、現在も西暦で送信している。	ご本人宛の書類ではなく、自治体と国保連のみでやり取りする書類であることから、紙媒体で提出する場合は様式変更せず、和暦では駄目なのか	実績なし	実装なし	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第5号	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。		反映しない	非論点
28	134.被保護者異動訂正連絡票(国保運用)	15生年月日	誤記・整合性	・帳票レイアウトが年号表示となっており、西暦表示対応していないが、様式第6号を変更しレイアウト変更することが出来るのか。	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第6号のレイアウトでは、年号表示となっている。国民健康保険連合会と打ち合わせ済事項であり、紙媒体で提出する場合、外国籍のみレイアウトを変更するということが、なお、データ送信する際のデータ標準レイアウトは国籍にかかわらず全員、現在も西暦で送信している。	ご本人宛の書類ではなく、自治体と国保連のみでやり取りする書類であることから、紙媒体で提出する場合は様式変更せず、和暦では駄目なのか	実績なし	実装なし	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第6号	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。		反映しない	非論点
29	132.介護扶助受給者情報連絡表(保険者用) ※今回対象の帳票であるがエクスセルの入力規則に入っていない。	11被保険者番号	機能削除	・被保険者番号を削除する。	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第4号の2より、被保険者番号については福祉事務所がシステム印字するのではなく、様式上※は市町村記入欄、とされていることから、システム印字する必要がないため管理項目を削除する。	被保険者番号を削除する(システム印字しない)	実績なし	実装なし	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第4号の2	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。		反映しない	非論点
30	114.給付要否意見書(柔道整備)	5新規・継続	誤記・整合性	・給付要否意見書(あん摩・マッサージ、はり・きゅう)の同項目については、「該当」→「継続」に変更となっているが、本帳票については「新規」「該当」のままで問題ないのか。	給付要否意見書の同項目であるが、標記が異なるため内容の確認。	「該当」→「継続」	実績なし	実装あり		検討対象	ご指摘の通り、印字編集条件について修正します。	・保護新規に該当する場合は「新規」、継続に該当する場合は「継続」を印字する	反映する	非論点

生活保護システム
機能・帳票要件(第2.1版)

No	②帳票名 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解説案・代替案 (修正後の要件文案)	⑧過去意見照会におけ る意見実績 記入必須	⑨貴自治体における現 行システムでの実装有 無 記入必須	⑩帳票サンプルの提供	⑪意見根拠(法令・通知 等)	検討分類	検討方針詳細	修正後の機能要件(案)	標準仕様書への反 映	論点化
1	34 戸籍謄本等発行依 頼書	保護申請者の 氏名、戸籍謄 本の筆頭者の 続柄がない。	その他	先の内容を入れてほしい。	戸籍調査で、左記の内容をいれないと、回答されな い。		実績なし	実装なし			検討対象	ご意見として承知しました。 帳票において、続柄の項目を追加します。		反映済み	非論点
2	38.扶養義務者台帳	世帯員情報	その他	照会年月日、照会結果を入れてほしい。	台帳なので過去照会もわかるようにしてほしい。		実績なし	実装あり			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
3	38.扶養義務者台帳	扶養調査結果	その他	回答内容金銭的援助と精神的支援の順番を変えてほ しい。	経済的援助の有無が順位だから		実績なし	実装あり			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
4	90 96 98 99 105 106 医療関係送付書	発行者電子公 印	その他	印字編集条件を「印字有無を選択できる」としてほ しい。	公印省略で送付を予定しているため。(印字の場合コ ピーガード用紙が必要)	印字編集条件を「印字 有無を選択できる」とす る	実績なし	実装なし			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
5	52.保護台帳	本籍	機能追加	外国籍の有無、特別永住者証明書の有効期限を入力 できるように項目を増やしてほしい。	現在使っている保護台帳に代わるものには記入して いるため。		実績なし	実装なし			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
6	70.保護廃止(停止)通 知書	廃止する扶助	機能追加	廃止する扶助の内容を載せてほしい。	廃止後の諸手続きの中で扶助内容の確認が必要な 場合があるため。		実績なし	実装あり			検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レ イアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確 保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳 票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想 定です。		反映しない	非論点
7	140.要介護認定調査依 頼書	受給者番号、 公費負担者番 号	その他	該当箇所の削除、もしくは、記載の有無の選択可とし てほしい。	判定費用については、請求書払いにより支払っており、判定依頼時点では、不要。						検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
8	141.要介護認定審査・ 判定依頼書	ケース番号	その他	該当箇所の位置を、枠内から枠外の左下に移動し、 記載の有無の選択可としてほしい。	ケース番号は、生活保護担当課内で利用する管理番 号であり、他部署へ周知は不要						検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
9	141.要介護認定審査・ 判定依頼書	受給者番号、 公費負担者番 号	その他	該当箇所の削除、もしくは、記載の有無の選択可とし てほしい。	判定費用については、請求書払いにより支払っており、判定依頼時点では、不要。						検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
10	142.介護認定審査会結 果回答書	ケース番号	その他	該当箇所の位置を、枠内から枠外の左下に移動し、 記載の有無の選択可としてほしい。	ケース番号は、生活保護担当課内で利用する管理番 号であり、他部署へ周知は不要						検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイ ズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの 修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
11	98.医療券連名簿(連名 医療券)	備考(備考内容 欄の追加)	機能追加	「94.生活保護法医療券・調剤券」の帳票詳細要件で は、「備考」欄に、「他法情報の登録がある場合、登 録されている全ての他法情報を印字する」・「当帳票出 力時に画面で入力した内容を印字する」とある。一 方、「備考内容」欄ではフリー入力のほか、定型文の 入力がある。 「98.医療券連名簿(連名医療券)」においても、帳票内 に同様の「備考」「備考内容」を表示するようにしてほ しい。	「94.生活保護法医療券・調剤券」と「98.医療券連名簿 (連名医療券)」の内容は整合性を合わせる必要があ るため。 他法要件が分からないと、医療機関等の請求事務に 影響が大きいため。		実績なし	実装あり		検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レ イアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確 保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳 票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想 定です。		反映しない	非論点	
12	98.医療券連名簿(連名 医療券)	「交付番号」欄 の追加	機能追加	「交付番号」欄を追加してほしい。場所は1項目しか使 用していない「受給者番号」欄を2つに分割し、「交付 番号」欄を設けるのが良いのではないかと。	「94.生活保護法医療券・調剤券」と「98.医療券連名簿 (連名医療券)」の内容は整合性を合わせる必要があ るため。 東京都では請求時に交付番号を入力することとなっ ているため、交付番号が分からないと医療機関等から問 合わせが来るため。		実績なし	実装あり		検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レ イアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確 保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳 票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想 定です。		反映しない	非論点	
13	13.面接記録票	相談者	機能修正	相談者は相談員等の複数で来所する場合があるた め、入力は1人のみではなく、フリーで入力できるよ うにしてほしい。	相談者は複数の場合があるため	相談者は複数人入力す ることができること	実績なし	実装あり		なし	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レ イアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確 保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳 票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想 定です。		反映しない	非論点
14	34.戸籍謄本等発行依 頼書	現住所	機能削除	公用で戸籍を取る場合、現住所は必須項目ではない ため、住所がわからないことも多いため	戸籍を公用で請求する場合、現住所の情報は不要な 情報であるため	現住所は削除	実績なし	実装あり		あり	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レ イアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確 保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳 票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想 定です。		反映しない	非論点
15	34.戸籍謄本等発行依 頼書	項目の追加	機能追加	現住所が不要な項目で削除することにより、他の項目 が入れることができたため、事務の種類、利用目的、根 拠法令についてはきちんと項目にして相手方に渡す べきである。	現在の帳票では冒頭に文書で根拠法令等がかかれ ているが、戸籍の担当課からすると重要な情報である ため、項目として設けるべきである。また、気づかず に問い合わせをしてくる可能性があり、電話対応が増え てしまう可能性あり。	事務の種類、利用目 的、根拠法令の項目を 追加すること	実績なし	実装なし		あり ※現在はシステムでは なく、ExcelやWord形式 で出している。	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レ イアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確 保することが重要です。 2.1版の改版ではなく、次版以降の改定に向けて帳 票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う想 定です。		反映しない	非論点

16	34.戸籍謄本等発行依頼書	項目の追加	機能追加	現住所が不明であることを踏まえ、レイアウトを変更し、最低でも2人は1つの帳票で請求できるようにしていただきたい。	レイアウトを変えれば、2人分、3人分請求することが可能であり、照会にかかる費用を下げるができるため	レイアウトの変更のみ(現住所削除が前提)	実績なし	実装なし	あり サンプルを提供しますので、こちらを参考にレイアウトを変更していただきたいです。	なし	検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 2)版の改版ではなく、次版以降の改版に向けて帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。		反映しない	非論点
17	52.保護台帳	係累図	その他	係累図はなじみのない言葉で、誰でも係累図という言葉は出てこないです。わかりやすいように世帯の家系図などわかりやすい言葉にしていきたいです。	係累図という言葉は一般的に使われていない	世帯の家系図もしくは扶養義務者の状況に変更	実績なし	実装なし	なし	なし	検討対象	ご意見の通り、家系図に記載を変更します。	世帯の家系図	反映する	非論点
18	52.保護台帳	係累図	その他	係累図＝家系図で可成りものであるならば、祖父・祖母・兄弟姉妹・子の関係が書きやすいように線を入れていただきたいです。	現在は中身はただの白紙であるため、線を引いたり作成に手間がかかるため	家系図が書きやすいように線を入れる	実績なし	実装なし	あり サンプルを提供しますので、こちらを参考にレイアウトを変更していただきたいです。	なし	検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない予定です。		反映しない	非論点
19	67.進学・就職準備給付金申請書	8個人番号	機能修正	個人番号は入力するかどうか選択式にしてほしい	個人番号が記載されていると保管や決裁で他部署に回す際に処理が煩雑になるため	ブルダウンなどで入力するか空欄にするか選べるようにする	実績なし	実装なし	なし	なし	検討対象	ご意見の通り、個人番号の印字編集条件に、印字有無を選択できる旨を記載します。	印字編集条件に以下の文言を追加「印字有無を選択できる」	反映する	非論点
20	69.就労自立給付金申請書	8個人番号	機能修正	個人番号は入力するかどうか選択式にしてほしい	個人番号が記載されていると保管や決裁で他部署に回す際に処理が煩雑になるため	ブルダウンなどで入力するか空欄にするか選べるようにする	実績なし	実装なし	なし	なし	検討対象	ご意見の通り、個人番号の印字編集条件に、印字有無を選択できる旨を記載します。	印字編集条件に以下の文言を追加「印字有無を選択できる」	反映する	非論点
21	49.保護決定通知書	収入充当額	機能追加	・収入充当額の内訳欄(稼働収入、非稼働収入、過支給収入充当額、その他臨時的収入)を追加していただきたい。	・収入充当の内容が変更(「決定した理由」に記載)した際のみの印字では、被保護者が、収入充当の合計額が正しいかどうかを確認できず、審査請求の観点から支障があるため。	収入充当額の内訳欄を追加する	実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり		検討対象	帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 2)版の改版ではなく、次版以降の改版に向けて帳票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。		反映しない	非論点
22	115.施術券(あん摩・マッサージ)	委任状	機能修正	「委任状」欄について、「師会(理事)長」ではなく、「代理人」という文言に変更してほしい。	施術業者の口座に入金することが多く、国保の療養費支給申請書では「代理人」という記載になっているため。	「師会(理事)長」を「代理人」に変更する	実績なし	実装なし			検討対象	「委任状」欄について、「師会(理事)長 または 代理人」という記載に変更を行います。	「委任状」欄について、「師会(理事)長 または 代理人」という記載に変更を行う。	反映する	非論点
23	116.施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)	委任状	機能修正	「委任状」欄について、「師会(理事)長」ではなく、「代理人」という文言に変更してほしい。	施術業者の口座に入金することが多く、国保の療養費支給申請書では「代理人」という記載になっているため。	「師会(理事)長」を「代理人」に変更する	実績なし	実装なし			検討対象	「委任状」欄について、「師会(理事)長 または 代理人」という記載に変更を行います。	「委任状」欄について、「師会(理事)長 または 代理人」という記載に変更を行う。	反映する	非論点
24	116.施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)	振込先	機能追加	「振込先」の口座情報を記載できる欄を追加してほしい。	あんま・マッサージ、はりきゅうの帳票は「振込先」欄がオプション項目になっているが、柔道整復はないため。	「振込先」欄を追加する	実績なし	実装あり			検討対象	ご意見を踏まえて、帳票間の横並び確保のために、振込先口座情報を追加します。	帳票レイアウト・帳票詳細要件において、振込先口座情報を追加します。	反映する	非論点
25	117.施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)	委任状	機能修正	「委任状」欄について、「師会(理事)長」ではなく、「代理人」という文言に変更してほしい。	施術業者の口座に入金することが多く、国保の療養費支給申請書では「代理人」という記載になっているため。	「師会(理事)長」を「代理人」に変更する	実績なし	実装なし			検討対象	「委任状」欄について、「師会(理事)長 または 代理人」という記載に変更を行います。	「委任状」欄について、「師会(理事)長 または 代理人」という記載に変更を行う。	反映する	非論点
26	117.施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)	様式全体	機能修正	令和6年10月1日以降の施術分に適用した様式に変更すべき。	令和6年10月1日以降の施術分に適用した様式に変更すべき。		実績なし	実装あり		社援発0910第2号令和6年9月10日「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)	検討対象	通知の内容を改めて確認したところ、通知と標準仕様書2)版の帳票レイアウトの差分は、「地区担当員印」や「振込先」等の検討会やシステム事業者への意見収集をもとに追加・削除した項目となっております。 通知で示された必要な要素は取り込み、標準仕様書2)版のレイアウトを作成した認識であるため、帳票レイアウトの修正は不要と判断しました。		反映しない	非論点
27	115.施術券(あん摩・マッサージ)	様式全体	機能修正	令和6年10月1日以降の施術分に適用した様式に変更すべき。	令和6年10月1日以降の施術分に適用した様式に変更すべき。		実績なし	実装あり		社援発0910第2号令和6年9月10日「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)	検討対象	通知の内容を改めて確認したところ、通知と標準仕様書2)版の帳票レイアウトの差分は、「地区担当員印」や「振込先」等の検討会やシステム事業者への意見収集をもとに追加・削除した項目となっております。 通知で示された必要な要素は取り込み、標準仕様書2)版のレイアウトを作成した認識であるため、帳票レイアウトの修正は不要と判断しました。		反映しない	非論点
28	13.面接記録票	他法	機能追加	以下の項目を追加してほしい ・医療保険(国保・後期高齢・社会保険・未加入) ・マイナンバーカードの有無	保険証やマイナンバーカードの提示、写しの取得、申請中の医療機関受診の取り扱い、医療扶助オンラインの案内や保険証利用登録の確認につながるため。また、申請後の医療機関受診における対応が変わるため、確実に記録しておく必要がある。		実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり		検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。		反映しない	非論点
29	13.面接記録票	他法	機能追加	以下の項目を追加してほしい ・年金(加入・受給中・月額)国民年金、厚生年金、共済組合、その他	収入面において、保護の要否の判断基準要素になるため。また受給要件を満たしていれば受給を促す指標にもなる。 最初の記録段階として残しておかなければ、再び面談に来た際に再度聞き取りを行う必要が出てきてしまう。		実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり		検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。		反映しない	非論点
30	13.面接記録票	他法	機能追加	以下の項目を追加してほしい ・手当(手続・受給中・月額)児童手当、児扶手当、特児扶手当、傷病手当金、労災手当金、雇用保険金、その他	収入面において、保護の要否の判断基準要素になるため。また受給を促す指標にもなる。 最初の記録段階として残しておかなければ、再び面談に来た際に再度聞き取りを行う必要が出てきてしまう。		実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり		検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。 帳票の修正については帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。		反映しない	非論点
31	116.施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)	福祉事務所長印記載と印を押す想定セル	機能削除	・レイアウト右上に配置されている左記レイアウトについては、削除いただきたい。	・自治体名称と電子公印を新たにシステム印字することで今回追加いただいております。もともと紙管理のときに必要であったと考えられる。重複する項目になりシステム帳票としては使用しないレイアウトのため削除いただきたい。	福祉事務所長印記載と印を押す想定セル(2つの表部分)を削除する。	実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり	・第4章医療扶助運営要領様式第26号の2	検討対象	重複する項目として認識したため、レイアウト右上にある、福祉事務所長印の印字を削除します。	レイアウト右上にある、福祉事務所長印の印字を削除する。	反映する	非論点

32	116.施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整備)	(裏面)の文言	誤記・整合性	・■指定施術者へのお知らせ3…請求書明細書の「適用」欄を「摘要」欄に修正する。	漢字の誤り	・■指定施術者へのお知らせ3…請求書明細書の「摘要」欄に修正する	実績なし	実装なし	別添のとおり提供あり	・第4章医療扶助運営要領様式第26号の2	検討対象	ご意見の通り、摘要に修正します。	摘要	反映する	非論点
33	115.施術券(あん摩・マッサージ)	(裏面)の文言	機能修正	・指定施術者へのお知らせ4往療料を請求する場合には、「摘要」欄に連携した医師の氏名及び保険医療機関名等を付記してください。を追加し、番号を整えてください。 ・同6(3)往診料記入もれの文言を削除し、番号を整えてください。	・はり師きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添2 第6章7より「摘要」欄に連携した医師の氏名及び保険医療機関名等の記入を受ける取扱いとすることとある。また、今回改正の生活保護法の様式にも往診距離記入する箇所や必要性がないため。	・指定施術者へのお知らせ4往療料を請求する場合には、「摘要」欄に連携した医師の氏名及び保険医療機関名等を付記してください。を追加する ・同6(3)往診料記入もれの文言を削除する	実績なし	実装なし	別添のとおり提供あり	・第4章医療扶助運営要領様式第26号の1 ・はり師きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添2第6章7	検討対象	当帳票の裏面については改正を行っておりませんので、帳票の修正は不要と判断しました。		反映しない	非論点
34	117.施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)	(裏面)の文言	機能修正	・はり・きゅう師へのお知らせ5「摘要」欄には往療を必要とした理由等を付記してくださいを削除し、往療料を請求する場合には、「摘要」欄に連携した医師の氏名及び保険医療機関名等を付記してください。に修正する。 ・同6(3)往診料記入もれの文言を削除し、番号を整えてください。	・はり師きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添1第7章6より「摘要」欄に連携した医師の氏名及び保険医療機関名等の記入を受ける取扱いとすることとある。また、今回改正の生活保護法の様式にも往診距離記入する箇所や必要性がないため。	・はり師きゅう師へのお知らせ5往療料を請求する場合には、「摘要」欄に連携した医師の氏名及び保険医療機関名等を付記してください。に修正する ・同6(3)往診料記入もれの文言を削除する	実績なし	実装なし	別添のとおり提供あり	・第4章医療扶助運営要領様式第26号の3 ・はり師きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添1第7章6	検討対象	当帳票の裏面については改正を行っておりませんので、帳票の修正は不要と判断しました。		反映しない	非論点
35	46.境界層該当証明書	宛先敬称	機能追加	・宛先敬称は削除しないでください。	・宛先敬称が今回の改版で削除予定とされているが、境界層該当の取扱いについて平成17年9月21日社援保発第0921001号厚労省保護課長通知2境界層該当者に対する証明書等の交付より、「境界層該当者に交付するものとし、」とあることから、生活保護申請者もしくは被保護者宛てに証明するものであるため、敬称は必要である。	・宛先敬称は削除しない	実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援保発第0921001号厚労省保護課長通知2	検討対象	ご意見の通り、「宛先敬称」のシステム印字項目を削除を取りやめます。	「宛先敬称」のシステム印字項目を追加(削除の取りやめ)	反映する	非論点
36	46.境界層該当証明書	理由	機能削除	・理由のフリー入力もしくは定型文入力については、削除してください。	・理由は帳票に既に掲載済の「境界層該当による…保護を要しないため。」に該当するため、新たに理由を印字する必要がなく、理由の重複になるため不要である。	理由(システム印字)は削除する	実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援保発第0921002号厚労省保護課長通知	検討対象	ご意見の通り、記載が重複するため、「理由」のシステム印字項目を削除します。	「理由」のシステム印字項目を削除	反映する	非論点
37	46.境界層該当証明書	電子公印	機能追加	・電子公印は削除しないでください。	・福祉事務所長が証明する証明書であるため電子公印が必要である。システム印字されない場合、別途公印申請の業務を行う必要があるため業務効率が下がってしまう。	電子公印は削除しない	実績なし	実装あり	別添のとおり提供あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援保発第0921003号厚労省保護課長通知	検討対象	通知の様式として、電子公印が設けられていないため、電子公印の追加(削除の取りやめ)は想定していません。		反映しない	非論点
38	46.境界層該当証明書	添付書類	機能追加	・(添付資料)の表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」について、合計6か所の金額が表示できるよう、管理項目を増やして追加していただきたい。	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援保発第0921004号厚労省保護課長通知3(2)…表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。…「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載すること、とそれぞれ記載あることから、合計6か所の金額を記載できる必要がある。該当者によっては、毎年保護申請却下に伴い証明書が必要になるため、履歴管理が必要になると考えます。	(別添書類)表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」に減額される金額をそれぞれ6か所入力できるようにし項目を追加する	実績なし	実装なし	別添のとおり提供あり	境界層該当者の取扱いについて平成17年9月21日社援保発第0921004号厚労省保護課長通知3(2)	検討対象	ご意見から、表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」の合計6か所をシステム印字項目を追加してほしい旨を認識しました。	表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」と「減額される自己負担(月額)合計」について、システム印字項目とする。	反映する	論点
39	132.介護扶助受給者情報連絡表(保険者用) ※今回対象の帳票であるがエクセルの入力規則に入っていない。	被保険者番号	機能削除	被保険者番号については、項目をシステム印字せず、削除し、被保険者番号横に※を追加する。	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第4号の2より、被保護者番号については福祉事務所がシステム印字するのではなく、様式上※は市町村記入欄。とされていることから、システム印字せず、(注)書きが抜けていることからたたく記載する必要がある。	・被保険者番号※(システム印字しない)	実績なし	実装なし	別添のとおり提供あり	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第4号の2	検討対象	ご意見をふまえて、システム印字項目としつつも、印字有無を選択できることが望ましいと判断しました。該当帳票のシステム印字項目「被保険者番号」については、印字編集条件において印字有無を選択できる旨を追加します。		反映済み	非論点
40	132.介護扶助受給者情報連絡表(保険者用) ※今回対象の帳票であるがエクセルの入力規則に入っていない。	(注)書き	機能追加	帳票下部に注意事項を追加する。	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第4号の2より、被保護者番号については福祉事務所がシステム印字するのではなく、様式上※は市町村記入欄。とされていることから、システム印字せず、(注)書きが抜けていることからたたく記載する必要がある。	・(注)1 65歳以上の介護扶助受給者及び40歳以上65歳未満の被保護者である介護扶助受給者を記入する。2 ※は市町村記入欄。3 「介護扶助の開始、停止、廃止年月日の別が明確にわかるよう記載すること。	実績なし	実装なし	別添のとおり提供あり	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知 様式第4号の2	検討対象	ご意見を踏まえて、通知の様式との整合性確保が必要と認識しました。	(注) 1 65歳以上の介護扶助受給者及び40歳以上65歳未満の被保護者である介護扶助受給者を記入する。 2 ※は市町村記入欄。 3 「介護扶助の開始、停止、廃止年月日の別が明確にわかるよう記載すること。	反映する	非論点
41	115.施術券(あん摩・マッサージ)	文書番号	機能削除	・文書番号は不要	・厚生労働省様より提示されている様式には文書番号が存在しないため ・柔道整備のレイアウトでは文書番号はオプション項目となっているが、当帳票(あん摩・マッサージ)レイアウトでは必須項目となっている。整合性が取れていない	文書番号項目を削除する、もしくはオプション項目とする	実績なし	実装なし	なし	社援発0910第2号 令和6年9月10日 「生活保護法による医療扶助運営要領について(通知)」	検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。 また、機能ID:0210879「帳票に印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること」にて、管理項目として、「文書番号の出力有無を管理できること。」を定義しております。 また、各帳票の帳票詳細要件の印字編集条件にて、「文書番号を設定しない場合は、blankも可能」と定義しております。 そのため印字の要否については、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。		反映しない	非論点

42	117.施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)	文書番号	機能削除	・文書番号は不要	・厚生労働省様より提示されている様式には文書番号が存在しないため ・柔道整復のレイアウトでは文書番号はオプション項目となっているが、当帳票(あん摩・マッサージ)レイアウトでは必須項目となっている。整合性が取れていない	文書番号項目を削除する。もしくはオプション項目とする	実績なし	実装なし	なし	社提発0910第2号 令和6年9月10日 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)	検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。 また、機能ID:0210879「帳票に印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること」にて、管理項目として、「文書番号の出力有無を管理できること。」を定義しております。 また、各帳票の帳票詳細要件の印字編集条件にて、「文書番号を設定しない場合は、blankも可能」と定義しております。 そのため印字の要否については、システム調達時に自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。		反映しない	非論点
43	110.治療材料券・治療材料費請求明細書	振込先	その他	振込先について、既に口座登録がある業者について印字される形なのか。別途請求書に記入いただく内容であれば、施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)では振込先がないので、そちらと合わせてここで印字する必要はなく不要と考えます。また、債権者登録されていない業者の場合もあり、ここに印字ができない状況もあり得るので、もしこの欄が必要ならばblankで登録・印刷ができる必要があります。	現行の当市での施術券には振込先に係る項目はなく、また債権者登録していない業者もあり、業者払いで請求書を要するのであれば施術券の段階での表記は不要とも考えられます。 先方が指定する振込先をこちらですてに印刷すると、先方で変更があった場合、訂正や出し直しが生じたり、またマスタでの口座登録管理の手間も生じます。現行では、当市では請求書に先方の振込先を記入(債権者登録済の場合、不要)してもらい、業者払いを行っています。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見を踏まえて、振込先に関するシステム印字項目について、印字編集条件に「印字有無を選択できる」旨を記載します。	・システム印字項目No36~41の印字編集条件に、「印字有無を選択できる」を記載する。	反映する	非論点	
44	115.施術券(あん摩・マッサージ)	振込先	その他	振込先について、既に口座登録がある業者について印字される形なのか。別途請求書に記入いただく内容であれば、施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)では振込先がないので、そちらと合わせてここで印字する必要はなく不要と考えます。また、債権者登録されていない業者の場合もあり、ここに印字ができない状況もあり得るので、もしこの欄が必要ならばblankで登録・印刷ができる必要があります。	現行の当市での施術券には振込先に係る項目はなく、また債権者登録していない業者もあり、業者払いで請求書を要するのであれば施術券の段階での表記は不要とも考えられます。 先方が指定する振込先をこちらですてに印刷すると、先方で変更があった場合、訂正や出し直しが生じたり、またマスタでの口座登録管理の手間も生じます。現行では、当市では請求書に先方の振込先を記入(債権者登録済の場合、不要)してもらい、業者払いを行っています。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見を踏まえて、振込先に関するシステム印字項目について、印字編集条件に「印字有無を選択できる」旨を記載します。	・システム印字項目No35~40の印字編集条件に、「印字有無を選択できる」を記載する。	反映する	非論点	
45	117.施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)	振込先	その他	振込先について、既に口座登録がある業者について印字される形なのか。別途請求書に記入いただく内容であれば、施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)では振込先がないので、そちらと合わせてここで印字する必要はなく不要と考えます。また、債権者登録されていない業者の場合もあり、ここに印字ができない状況もあり得るので、もしこの欄が必要ならばblankで登録・印刷ができる必要があります。	現行の当市での施術券には振込先に係る項目はなく、また債権者登録していない業者もあり、業者払いで請求書を要するのであれば施術券の段階での表記は不要とも考えられます。 先方が指定する振込先をこちらですてに印刷すると、先方で変更があった場合、訂正や出し直しが生じたり、またマスタでの口座登録管理の手間も生じます。現行では、当市では請求書に先方の振込先を記入(債権者登録済の場合、不要)してもらい、業者払いを行っています。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見を踏まえて、振込先に関するシステム印字項目について、印字編集条件に「印字有無を選択できる」旨を記載します。	・システム印字項目No35~40の印字編集条件に、「印字有無を選択できる」を記載する。	反映する	非論点	
46	116.施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)	負傷者	誤記・整合性	「負傷者」ではなく「負傷名」ではないでしょうか。	(1)(2)(3)…に氏名を書き欄と認識してしまいます。		実績なし	実装あり		検討対象	ご指摘の通り、負傷名に修正します。	負傷名	反映する	非論点	
47	116.施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)	負傷者	その他	負傷者の傷病名を記入する欄が狭過ぎるため、縦幅、横幅を広げてください。	あまりに記入欄が狭過ぎるため、施術業者で記入できません。別途、書類を添付してもらった状況だと、この書式の意味がなくなってしまいます。	療養費支給申請書を別添で添付してもらう。	実績なし	実装あり		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点	
48	15.検診依頼書	宛先氏名	その他	個人宛ではなく、医療機関宛でお願いしたい。標準化に伴い指定施術者のマスタ登録をしていない指定施術者ではなく指定施術者単位でのマスタ登録を別に入力が必要になるのか。	当市では、医療機関を機関単位でマスタ登録して、個人名の登録はしていない。院長や医師名などの登録・管理をしないといけないのか。 現行の当市システム上では、医療券に住所、医療機関が左上に印字されるため、送付書を使わずに医療券1枚で窓付封筒で送付が可能であるが、本送付書を使わないと送れない状況になるのであれば、ご検討願いたい。		実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしてありますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。 ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。		反映しない	非論点	
49	185.生活保護法による医療扶助のはり・きゅうの受療連絡票	宛先氏名	その他	個人宛ではなく、医療機関宛でお願いしたい。標準化に伴い指定施術者のマスタ登録をしていない指定施術者ではなく指定施術者単位でのマスタ登録を別に入力が必要になるのか。	当市では、医療機関を機関単位でマスタ登録して、個人名の登録はしていない。院長や医師名などの登録・管理をしないといけないのか。 現行の当市システム上では、医療券に住所、医療機関が左上に印字されるため、送付書を使わずに医療券1枚で窓付封筒で送付が可能であるが、本送付書を使わないと送れない状況になるのであれば、ご検討願いたい。		実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしてありますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。 ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。		反映しない	非論点	
50	1.家賃・間代・地代証明書		その他	家賃の納付状況の欄を追加	新規申請の場合は確認が必須のため	家賃の納付状況の欄を追加。	実績あり(第2回)	実装あり		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点	
51	70.保護廃止(停止)通知		その他	保護の種類(生活・住宅等)の追加	対象者が通知を持参して各手続きが必要になるがその際に廃止(停止)になる保護の確認が必要になるため。※年金の減免等	保護の種類(生活・住宅等)の追加	実績あり(第2回)	実装なし		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点	
52	104.調剤券転簿通知書(兼受領書)		その他	「請求月」を「未使用」中止と横並びに追加してほしい。(タイトルも兼受領書・請求書としてほしい)	薬局から次の調剤券の請求月を記載して調剤券を請求することで、請求された月の調剤券を発行しているため。	「請求月」の追加	実績なし	実装あり		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点	
53	96.帳票レイアウト.医療券送付書_20241017_01	送付文書	機能修正	郵便カスタマーコードが窓あき封筒に見えるように、帳票の折り目の印を印字してほしい。(長形40を想定)	封入封緘の効率を上げる。 郵便カスタマーコードが窓から確実に見えるように。		実績なし	実装あり		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点	
54	106.帳票詳細要件.調剤券送付書_20241017_01	送付文書	機能修正	郵便カスタマーコードが窓あき封筒に見えるように、帳票の折り目の印を印字してほしい。(長形40を想定)	封入封緘の効率を上げる。 郵便カスタマーコードが窓から確実に見えるように。		実績なし	実装あり		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点	
55	96.帳票レイアウト.医療券送付書_20241017_01	送付枚数	機能修正	送付枚数を送付件数にほしい。	この送付枚数は送付書の枚数が表示されるものなのか、受給者の件数なのか、同封されている書類の枚数なのかわかりづらいので、受給者の件数とわかるようにしてほしい。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。 (医療券の枚数だと想定しています)		反映しない	非論点	
56	106.帳票詳細要件.調剤券送付書_20241017_01	送付枚数	機能修正	送付枚数を送付件数にほしい。	この送付枚数は送付書の枚数が表示されるものなのか、受給者の件数なのか、同封されている書類の枚数なのかわかりづらいので、受給者の件数とわかるようにしてほしい。		実績なし	実装なし		検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。 (調剤券の枚数だと想定しています)		反映しない	非論点	

98 57	帳票レイアウト 医療券連名簿(連名医療券)_20241017_01	受給者番号	機能修正	受給者番号等の表示列の数を送付書の表示列の数に合わせてほしい。	連名簿が8列、送付書が9列の表示となっているので、列数を合わせることでチェックがしやすい。できれば10列づつにしてくださいと数も合わせやすいので助かります。		実績なし	実装なし			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
105 58	帳票レイアウト 調剤券連名簿(連名調剤券)_20241017_01	受給者番号	機能修正	受給者番号等の表示列の数を送付書の表示列の数に合わせてほしい。	連名簿が8列、送付書が9列の表示となっているので、列数を合わせることでチェックがしやすい。できれば10列づつにしてくださいと数も合わせやすいので助かります。		実績なし	実装なし			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
138 59	帳票レイアウト 生活保護法介護券送付書_20241017_01	送付文書	機能修正	郵便カスタマバーコードが窓あき封筒に見えるように、帳票の折り目の印を印字してほしい。(長形40を想定)	封入封緘の効率を上げる。郵便カスタマバーコードが窓から確実に見えるように。		実績なし	実装あり			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点
139 60	帳票レイアウト 生活保護法介護券送付書_20241017_01	送付枚数	機能修正	送付枚数を送付件数にほしい。	この送付枚数は送付書の枚数が表示されるものなのか、受給者の件数なのか、同封されている書類の枚数なのかわかりづらいので、受給者の件数とわかるようにしてほしい。		実績なし	実装なし			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。(介護券の枚数だと想定しています)		反映しない	非論点
137 61	帳票レイアウト 介護券連名簿(連名介護券)_20241017_01	受給者番号	機能修正	受給者番号等の表示列の数を送付書の表示列の数に合わせてほしい。	連名簿が8列、送付書が9列の表示となっているので、列数を合わせることでチェックがしやすい。できれば10列づつにしてくださいと数も合わせやすいので助かります。		実績なし	実装なし			検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、帳票レイアウトの修正は行わない想定です。		反映しない	非論点

生活保護システム
機能・帳票要件(第2.1版)

No.	②テーマ 記入必須	③該当箇所 記入必須	④発注のカ ゴリ 記入必須	⑤ご変更等内 容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経 緯 記入必須	⑦商家業・代替業 (修正後の要件文案)	⑧過去意見照会における意見 実績 記入必須	⑨貴自治体における運用シ ステムでの実装有無 記入必須	⑩意見根拠(法令・通知等)	検討分類	検討方針詳細	修正後の機能要件(案)	標準仕様書への反映	論点化
1	本編	2 帳票詳細要件 ⑧システムから印字する各項目 の文字数は、デジタル庁で定め るデータ要件のデータ項目の桁 数が最大となる。機能・帳票要件 に個別に定める場合を除き、印 字時に収まらない文字数の場合 は、印字時に収まるように文字 サイズを縮小や改行をして印字 すること。	その他	データ項目の桁数は基本データ リストの桁数を印字する事を求 められていますが、提示されて いる帳票レイアウトでは到底印 字できる領域が確保されていま せん。「機能・帳票要件に個別 に定める場合を除き」という記 載の範囲は、提示されている帳 票レイアウトも含まれるという 事でよろしいでしょうか。 仮に基本データリストがN100 であっても帳票レイアウトの項 目が10文字程度しか印字できな ければ、その文字数で良いとい うことでよろしいでしょうか。	「印字時に収まらない文字数の 場合は、印字時に収まるように 文字サイズを縮小や改行をして 印字すること。」という記載が 記載されており、項目内に縮 小して印字した場合は、とても 読み取りの難しい記載にはな りません。	「印字時に収まらない文字数の 場合は、印字時に収まるように 文字サイズを縮小や改行をして 印字すること。」という記載が 記載されており、項目内に縮 小して印字した場合は、とても 読み取りの難しい記載にはな りません。	実績なし	実績なし	検討対象	・帳票要件における「機能・帳 票要件に個別に定める場合を除 き」という記載の範囲は、提示 されている帳票レイアウトも含 まれることを想定しております。 ・基本データリストに定める桁 数について、実際の帳票印刷の 際には、文字サイズを縮小す るなどして印字時に収まるよ うに印字頂くことを想定して おります。		反映しない	非論点	
2	機能要件	機能要件内の「一括または個 別に登録ができること」等にお ける「自動」	その他	機能要件内の「一括または個 別に登録ができること」等にお ける「または」の解釈について 、「一括」「個別」のいずれかを 採用するかは、開発ベンダーに 委ねられるのか。 この場合、大規模自治体ある 業務がその性質上、一括処理 に依らなければ極めて非効率と なるとして、誤連しよとする ベンダーが「個別処理」のみを 採用していたとき、自治体の 選択の幅が狭まるのではないか 。「一括」または「個別」の選 択については、ユーザー側が いずれかを選択できるように実 装すべきと考えますが、いか が。	解釈がわからず、適合基準を 満たすか判断ができないため。		実績あり(第1回、第2回、第3 回、第4回)	実績なし	検討対象	機能要件として、「一括または 個別に登録できること」と定義 しているものについて、具体 的なシステムの実装方法を標 準仕様書において定義する想 定はありません。 一括での登録を機能として求 める場合は、一括登録が可能 な事業者を調達候補として 採択頂くことを想定してあり ます。		反映しない	非論点	
3	機能要件	機能要件内の「自動で金額変 更が行えること」等における 「自動」	その他	機能要件内の「自動で金額変 更が行えること」等における 「自動」が及ぶ範囲が不明確 である。 例えば以下の機能要件におい て、一括処理の準備として、個 別に入力作業が必要となる場 合、これは「自動」と評価で きるのか。「介護保険システ ムから連携したデータをもと に自動で金額変更できないと 要件を満たしたことになる と考えるのが、いかがか。 (例)旧機能ID:0211424 (介護保険料) ・介護保険料加算・控除につ いては、年度の期別賦課額を 介護保険システムから連携し たデータをもとに一括または 個別に登録・修正・照会を可 能とし、自動で金額変更が行 えること。	解釈がわからず、適合基準を 満たすか判断ができないため。		実績あり(第1回、第2回、第3 回、第4回)	実績なし	検討対象	機能要件として、「自動で金額 変更が行えること」と定義し ているものについて、具体的 なシステムの実装方法を標 準仕様書において定義する想 定はありません。 記載頂いた「介護保険システ ムから連携したデータをもと に自動で金額変更できること 」を次期システムにおいて要 望している場合は、要 望事項を満たす事業者を調 達候補として採択頂くこと を想定してあります。		反映しない	非論点	
4	機能要件	「EUC機能等により確認でき ること」の「等」の解釈につ いて	その他	機能要件内の「各事業の対 象者及び関係者の異動者及び 異動内容をEUC機能等により 確認できること」等における 「EUC機能等」の「等」の解 釈が不明確である。これには 、ユーザー側で加工すること ができるPDF形式のリスト(一 覧、備業を問わない)を香 むのか。 例:旧機能ID:0210830 介護保険システムに、介護資 格認定情報と介護保険料情 報を照会できること。 ※1 共通基盤等との連携を含 む ※2 データの参照、取り込み (サブセット化)は問わず、 本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等 とする ※4 各事業の対象者及び関 係者の異動者及び異動内容 をEUC機能等により確認 できること	解釈がわからず、適合基準を 満たすか判断ができないため。		実績あり(第1回、第2回、第3 回、第4回)	実績なし	検討対象	地方公共団体情報システム 共通機能標準仕様書【第2.4 版】において、EUC機能につ いて以下のように記載がござ います。 「EUC 機能とは、システ ムの利用者である職員自身 が表計算ソフト等を用いて 情報を活用するために標準 準システムのデータを抽出 、分析、加工、出力する機 能である。」 地方公共団体情報システム 共通機能標準仕様書【第2.4 版】はデジタル庁が発出 しており、EUC機能の定義 はデジタル庁において定め ておりますので、デジタル 庁にもご確認ください。		反映しない	非論点	
5	その他	機能・帳票要件	その他	マイナンバーカード未保有 の受給者への対応も踏まえ、 生活保護受給者証については 、標準化以降も紙媒体での 使用が可能としていただ きたいです。	受給者証の取り扱いが確 認できなかったため。		実績なし	実績あり	検討対象	生活保護受給証明書につ いては、外部帳票として定 義しているため、標準化後 も帳票として紙出力を行う ことが出来ると想定してい ます。 (機能要件 機能ID:02100127)		反映しない	非論点	
6	帳票一覧	帳票ID:0210037 保護決定通 知書	機能追加	保護決定通知書に業書様 式のレイアウトを追加 したい。	保護決定通知書について、 本市では圧着化業書にて送 付し、誤配送の防止や封 入封緘事務の削減を行 っているため。	保護決定通知書(はがき様 式)	実績なし	実績あり	検討対象	ご意見を踏まえると、業 書様式は一部自治体の 独自運用と想定される ため、様式の追加定義 は行わない想定です。		反映しない	非論点	
7	5. 経理 機能 名称「未返納 者の把握・未 返納データの 登録」にお ける住宅扶 助代理納付 の戻入につ いて	機能ID:0210657	機能追加	住宅扶助代理納付で家 主に支給した住宅扶助 費について、戻入が 発生した場合には家 主に対する戻入登録 が可能とするよう、明 記願いたい。	住宅扶助の代理納付の 戻入は生活保護の運 用上必要な機能 であるため。	住宅扶助代理納付の 支給を行った家主 に対する戻入登録 ができること。	実績なし	実績あり	生活保護法第37の2	住宅費の家主への代理 納付については、支払 義務を有している被 保護者の代わりに 福祉事務所が家主 に住宅費を支払う ものであるため、 住宅費の戻入が 発生する場合は、 家主から家賃の 債務者である被 保護者に住宅費 の戻入が行われ、 その後被保護者 から福祉事務所 に対して住宅費 の戻入されることが 望ましいと想定して あります。 住宅費の戻入にお いて、被保護者 を経由することは 余計な手続きを 生じることが 認識しております が、福祉事務所 はあくまで代理 で支払っている にすぎないため、 支払った住宅費 の戻入を直接受け 取ることは支払 いにおける法的 関係性から難しい ものと想定して あります。よ って、機能要件 は追加しないこと を想定してあり ます。		反映しない	非論点	
8	帳票レイアウト	01 家賃・間代・地代証明 書	その他	解約返戻金及び火災保 険料の有無及び金額欄 を追加	家賃等把握の基本情 報。	敷金欄に解約返戻 金の有無及び金額 欄を追加してほしい。 備考に火災保険料 の有無及び金額を 記入できるように 明示してほしい。	実績なし	実績なし	実施要領	検討対象	解約返戻金や火災保 険料については、 帳票の備考欄を 使用いただく ことを想定して います。		反映しない	非論点
9	帳票レイアウト	02 給与証明書	その他	賞与及び労働組合費 の有無及び金額欄 を追加	給与収入等把握の 基本情報。	賞与・月額を給与 項目追加 労働組合費・控 除額欄の項目に 追加	実績なし	実績なし	実施要領	検討対象	賞与および労働組 合費等は、帳票 の備考欄などを 使用いただく ことを想定して います。		反映しない	非論点
10	帳票レイアウト	06 収入申告書	その他	世帯員ごとの収入が わかるようにして ほしい。	2 恩給・年金等 による収入欄が 世帯員ごとにな っているため。 3 壮送り、4 その他収入も 可能であれば 記入欄を設 けてほしい。	世帯員氏名の 記入欄を追加。	実績なし	実績なし	実施要領	検討対象	ご意見について 把握いたしました が、独自の運用 に基づく要望 か、複数自治 体に共通する 要望なのか判 断が難しいた め、次版以降 の改定にお いて検討を行 います。		反映しない	非論点
11	帳票レイアウト	09 葬祭扶助申請書	その他	死者の氏名欄が「 預け込み」別組 5-A帳票レイ アウトでは、被 保護者氏名とな っているが、被 保護者でない 場合がある。	死者が被保護者 と限らないため。	死者の氏名に 変更。	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏ま えて、帳票の 項目を変更 いたします。	帳票「09.葬 祭扶助申請 書」のシ ステム印 字項目「 被保護者 氏名」を 「氏名」 に変更 します。	非論点	
12	帳票レイアウト	12 保護申請書	その他	世帯員氏名の読み 方がわからない。	個人情報(基本情 報)把握のため。	家族の状況の 氏名欄にふり がな記入欄 を追加	実績なし	実績なし		検討対象	氏名の読み方 がわからない 場合は、申 請時に口頭 で確認す る、もしく は括弧書き などで補 足情報を 記載する 運用を 想定して あります。		反映しない	非論点
13	帳票レイアウト	13 面接記録票	その他	世帯の最低生活費 の把握したい。	医療費、介護サ ービス費が わからない。	医療費、介護 サービスの 有無及び 金額欄 を追加。	実績なし	実績なし		検討対象	面接時にお いて、医療 費や介護サ ービス費 を確認す る場合は、 帳票の 備考欄に 記載頂く 運用を 想定して あります。		反映しない	非論点
14	帳票レイアウト	15 検診依頼書	機能修正	宛先氏名を医療機 関名へ	実績済み		実績なし	実績あり		検討対象	記載頂いた理由 から、自治 体の独自 運用なの か、複数 自治体に 共通する 要望なの かが判 断できま せん。 宛先氏名 について 、帳票印 刷の段階 で医療機 関名を 印字頂く 想定で すので、 運用上は 特に問題 はない 想定で す。		反映しない	非論点

15	横票レイアウト	16 検査書	機能修正	3診療の要否、診療の方法等に関する意見のところで「稼働能力の有無」を入れてほしい。	実装済み		実績なし	実装あり		検討対象	稼働能力の有無については、該当横票の「3 診療の要否、診療の方法等に関する意見」に記載頂く運用を現時点で想定しております。		反映しない	非論点
16	横票レイアウト	17 検査命令書	機能削除	3検査を行う医療機関の名称で担当医師名は不要。	確実に担当医師が検査するとは限らない		実績なし	実装なし		検討対象	担当医師名については、印字有無を選択できるようになっているため、不要な場合は印字しないことも可能となっております。		反映しない	非論点
17	横票レイアウト	40 扶養届書	機能追加	精神的支援と経済的援助の順番を変えてほしい、	「3私の世帯について」のところで(1)家族構成、収入等の状況の①税法上の扶養控除を受けている物の氏名の欄を設けてほしい、②会社等から家族手当を受けているもの氏名の欄を設けてほしい		実績なし	実装なし		検討対象	意見の内容について、必要性が判断できないため、項目の順番変更は行わない想定です。		反映しない	非論点
18	横票レイアウト	156 生活保護法第63条返還金決定通知書	機能追加	問い合わせ先の担当員「地区担当員名」について、blankも可能とする機能を追加	・現状、同通知をワードで作成しており、通知書に担当員名を記載していない。福祉事務所として発行しており、発行時点での担当員名を記載することで、その後の個人的な訴えにもつながりかねないため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から、地区担当員個人への訴えを防止する点については、複数に自治体においても望ましい観点と認識しました。地区担当員名について、印字有無が選択できるように印字編集条件を修正いたします。	横票「156 生活保護法第63条返還金決定通知書」のシステム印字項目「地区担当員名」について印字有無が可能な内容に印字編集条件を修正する。	反映する	非論点
19	横票レイアウト	157 77条徴収金決定通知書	機能修正	問い合わせ先の担当員「地区担当員名」について、blankも可能とする機能を追加	・現状、同通知をワードで作成しており、通知書に担当員名を記載していない。福祉事務所として発行しており、発行時点での担当員名を記載することで、その後の個人的な訴えにもつながりかねないため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から、地区担当員個人への訴えを防止する点については、複数に自治体においても望ましい観点と認識しました。地区担当員名について、印字有無が選択できるように印字編集条件を修正いたします。	横票「157 77条徴収金決定通知書」のシステム印字項目「地区担当員名」について印字有無が可能な内容に印字編集条件を修正する。	反映する	非論点
20	横票レイアウト	158 77条の2徴収金決定通知書	機能修正	問い合わせ先の担当員「地区担当員名」について、blankも可能とする機能を追加	・現状、同通知をワードで作成しており、通知書に担当員名を記載していない。福祉事務所として発行しており、発行時点での担当員名を記載することで、その後の個人的な訴えにもつながりかねないため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から、地区担当員個人への訴えを防止する点については、複数に自治体においても望ましい観点と認識しました。地区担当員名について、印字有無が選択できるように印字編集条件を修正いたします。	横票「158 77条の2徴収金決定通知書」のシステム印字項目「地区担当員名」について印字有無が可能な内容に印字編集条件を修正する。	反映する	非論点
21	横票レイアウト	159 78条徴収金決定通知書	機能修正	問い合わせ先の担当員「地区担当員名」について、blankも可能とする機能を追加	・現状、同通知をワードで作成しており、通知書に担当員名を記載していない。福祉事務所として発行しており、発行時点での担当員名を記載することで、その後の個人的な訴えにもつながりかねないため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から、地区担当員個人への訴えを防止する点については、複数に自治体においても望ましい観点と認識しました。地区担当員名について、印字有無が選択できるように印字編集条件を修正いたします。	横票「159 78条徴収金決定通知書」のシステム印字項目「地区担当員名」について印字有無が可能な内容に印字編集条件を修正する。	反映する	非論点
22	横票レイアウト	181 27条指導指示書	機能修正	右上の「発行者氏名」について「印字有無が選択できる」機能を追加	・現状、同通知をワードで作成しており、通知書に発行者個人名を記載していない。福祉事務所として発行しており、発行時点での個人名を記載することで、その後の個人的な訴えにもつながりかねないため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から、職員個人への訴えを防止する点については、複数に自治体においても望ましい観点と認識しました。発行者氏名について、印字有無が選択できるように印字編集条件を修正いたします。	横票「181 27条指導指示書」のシステム印字項目「発行者氏名」について印字有無が可能な内容に印字編集条件を修正する。	反映する	非論点
23	横票レイアウト	181 27条指導指示書	機能修正	問い合わせ先の担当員「地区担当員名」について、blankも可能とする機能を追加	・現状、同通知をワードで作成しており、通知書に担当員名を記載していない。福祉事務所として発行しており、発行時点での担当員名を記載することで、その後の個人的な訴えにもつながりかねないため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から、地区担当員個人への訴えを防止する点については、複数に自治体においても望ましい観点と認識しました。地区担当員名について、印字有無が選択できるように印字編集条件を修正いたします。	横票「181 27条指導指示書」のシステム印字項目「地区担当員名」について印字有無が可能な内容に印字編集条件を修正する。	反映する	非論点
24	横票レイアウト	78 個人票A	その他	受給者番号の記載を削除	以前はあったが改正により受給者番号は記載しないこととなったことから、削除が必要		実績なし	実装なし		検討対象	改正内容が把握できないため、意見について反映要否と反映内容を検討できません。		反映しない	非論点
25	横票レイアウト	88 医療要否意見書	その他	・稼働能力の有無・程度について項目追加 ・他法承認状況について項目追加	・現状能力の程度を「不能、重労働、中労働、軽労働」をオプションで追加しているが、稼働能力の判断に必要 ・現状「区別・番号・機関等」オプションで追加しているが、他法活用状況の把握に必要		実績なし	実装なし		検討対象	稼働能力については、横票の「主要症状及び今後の診療見込」の項目等を使用いただくことを想定しております。医療要否意見書を用いて他法確認を行う運用は、自治体独自の運用・カスタマイズ要望と想定しております。		反映しない	非論点
26	機能要件	機能ID:0211568	その他	リセット管理システムから生活保護システムに取込を行うとされている「リセット点検情報」について、021 生活保護 機能別連携仕様(第3の版)ならびに035リセット管理(生活保護) 機能別連携仕様(第2の版)にて、連携ID:035007の連携IDが追加されていますが、連携レイアウトに関する記載がありません。連携ID:035007について、どのようなレイアウトになるか明記をお願いします。	連携レイアウトが不明であるため。					検討対象	提供元であるリセット管理システムにおいて「リセット点検情報」の提供にあたる機能要件がないため、機能要件を追加します。機能を追加した上で、データ要件・連携要件の整備について、デジタル庁と調整いたします。	以下の機能要件をリセット管理システムに追加する。 「生活保護システムにリセット点検情報を提供できること」	反映済み	非論点
27	機能要件	返還金・債権管理	機能追加	債権管理に関しては現在の滞納管理システムと同等の機能を新システムにおいても追加してもらいたい。	生活保護返還金等の債権管理については、滞納管理システムを利用しているため、また、当市では延滞金を徴収していることもあり、その機能も追加してもらいたい。		実績なし	実装なし		検討対象	現在の滞納管理システムがどのようなシステムか判断できないため、追加すべき機能要件の内容について把握できません。		反映しない	非論点
28	本編	「2. 横票詳細要件」⑧システムから印字する各項目の文字数は、デジタル庁で定めるデータ要件のデータ項目の桁数が最大となる。機能・横票要件に個別に定める場合を除き、印字時に収まらない文字数の場合は、印字時に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。	その他	データ要件に定めている桁数と横票にて印字できる桁数の整合性が取れていないため、横票に縮小した際に文字サイズが見えないまたは文字がかぶってしまうため、現実的にデータ項目数の最大数を印字するのは難しいと思いますので、現実的に基本データリストの内の桁数を見直すか様式ではまる文字数を提示していただきたい。(印字に関係なく、2000文字で定義されているが53項目ありますので、その内印字に使用する項目について精査をお願いします。)	29条調査内の調査事項などについては、2000文字で定義されており、2000文字が印字できる幅が確保されていない。基本データリストで2000文字にした機能があれば提供していただきたい。(印字に関係なく、2000文字で定義されているが53項目ありますので、その内印字に使用する項目について精査をお願いします。)	データ要件の桁数を現実的に必要な桁数への見直し、基本データリストの桁の縮小が難しい場合は、横票に印字可能な文字数を定義いただきたい。	実績なし	実装なし	標準仕様書上の問題であるため、法令根拠はありません。	検討対象	データ要件・連携要件の基本データリストに定義されている各データ項目の桁数は、項目が保有できる最大の文字数として設定しております。 ・様式に印字できる最大文字数は標準仕様書では定義しない想定です。文字数に応じて、文字サイズを縮小頂き、横票を出力頂く想定です。 また、基本データリストにおける桁数は最大値を規定しているため、各自治体の運用等に合わせご使用いただくことを想定しております。一方で、一部横票レイアウトを極み過剰と思われる項目も見受けられます。 現在、事業者より、一部横票への対応項目が不足している旨のご意見もいただいているため、各横票に対応する項目の整理と合わせ、検討を進めてまいります。		反映しない	非論点
29	横票一覧	全般	その他	今回横票一覧に対して適合基準日を追加されていると思いますが、機能要件にて、内部横票は画面確認した内容については、横票一覧から削除または用紙サイズなどの指定は不要ではないでしょうか。	レイアウト提示されない横票についてはサイズ指定は不要ではないでしょうか。画面と横票とは別ものだと認識しております。	横票一覧の内部横票にてレイアウトを定めぬものに関して、サイズを削除する。	実績なし	実装なし	標準仕様書上の問題であるため、法令根拠はありません。	検討対象	ご意見を踏まえて、横票一覧において内部横票と定義している横票について用紙サイズの記載を削除いたします。 また、横票一覧においては生活保護業務を行うために必要な横票(内部横票・内部横票)を定義しております。一部の内部横票は紙出力も想定しており、画面確認を行う内部横票についても引き続き記載をすることが、自治体とシステム開発事業者相互の理解促進に必要と想定しておりますので、削除は行わない想定です。	横票一覧において、システムの画面で確認する内部横票からは用紙サイズの記載を削除する。	反映する	非論点
30	横票詳細要件	全般	その他	今回詳細要件としてページ番号が付与されている様式が増えているが、ページ番号の付番としては、通番での印字で良いのかどうかが印字条件を明確化していただきたい。	通番なのか機関毎の通番なのか用途に応じて番号付番方法が異なるため、どのような番号付番が良いのか定めていただきたい。	ページ番号の印字条件として様式毎に通番なのか機関毎の通番なのか明示する。	実績なし	実装なし	標準仕様書上の問題であるため、法令根拠はありません。	検討対象	機関ごとの通番ではなく、印刷時における横票間の通番を想定しております。 (※機関ごとの通番とは、福祉事務所において印刷した横票を一意に特定するための管理番号として活用するものと想定しております。) ページ番号については、以下の場合に活用することを想定しております。 ・複数枚の横票の一括出力時 (複数枚の横票は印刷機において、引込対象と印刷機れなどを把握するために、複数枚の横票における通番として活用いただく想定です。) ・印字項目が複数あり、文字数が多くて1枚に印刷しきれず複数枚印刷した場合 (1枚に印刷しきれない横票を2枚に亘って印刷場合については、印刷物の順番把握のために活用していただく想定です)	各横票の印字編集条件において、ページ番号の記載を以下の文言を追加する。 ・印刷時における横票間の通番を印字する	反映する	非論点

31	15 検診依頼書	記事	その他	記事の意味がわからないため、別の言葉に修正していただきたいです。	記事が何を指しているかわからないため	※記事が何を表しているかわからないため、案が出せません。	実績なし	実装なし	なし	検討対象	ご意見については、帳票の「16. 検診書」に記載されているシステム印字項目「記事」については地区担当員からの特記事項として用意しております。	帳票の「記事」を「特記事項」に変更する。	反映する	非論点
32	15 検診依頼書	3 診療の要否、診療の方法等に関する意見	機能修正	現在の診療の要否、診療の方法等に関する意見の本身では記入内容がばらばらになるため、項目を詳細に設定すべき	項目のみで知りた内容について項目がないため、傷病名、病状、治療の要否(入院治療を要する、外来治療を要する、治療方針等の意見、稼働能力の有無という項目が必要であると考え。	傷病名、病状、治療の要否(入院治療を要する、外来治療を要する、治療方針等の意見、稼働能力の有無という項目を要すること	実績あり(第1回)	実装あり	なし	検討対象	ご意見に対応する場合は、帳票のレイアウトに関する大幅な修正が必要と想定されます。帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。		反映しない	非論点
33	帳票レイアウト	給付要否意見書(傷病届)移送、給付要否意見書(傷病届)移送(継続用)、給付要否意見書(知材・施術)	機能追加	左記帳票については、標準仕様になく、塩民市独自のレイアウトを使用しているの、標準レイアウトに追加していただきたい。	左記帳票については、医療機関からの必要な帳票であるので追加してもらいたい。		実績なし	実装あり		検討対象	特定自治体の独自帳票については、標準仕様書に追加を行わない方針となっております。		反映しない	非論点
34	機能要件	保護決定処理(旧機能ID:0211323)	機能修正	児童養育加算の経過的加算について、児童手当システムの子の人数を参照し、自動で設定・削除できるようにしてほしい。	令和6年10月から、児童手当制度の改正に併せて、児童養育加算の経過的加算における子のカウント方法が保護者等の子の人数のカウントから、児童手当における子の人数をカウントするよう改められたため。	【修正後の要件文案】 (世帯員の年齢、就学状況) ・連続・卒業の自動認定が行えること。 ・20歳未満控除については年齢による自動解除が行われること。 ・教育扶助該当者でない場合も、保育所、幼稚園、高等学校の入力ができること。また、マスター登録がされていない場合でも手入力登録することができること。 ・児童養育加算・母子加算について、児童とその養育に当たる者の関係、児童の年齢・人数、地域に応じて自動計算、解除が行えること。 ・生活扶助、母子加算→ 児童養育加算の経過的加算 が自動で設定・削除できること。 ・ 児童養育加算の経過的加算が、児童手当システムの子の情報を参照し自動で設定・削除できること。	実績なし	実装なし	令和6年9月26日厚生労働省社会・援護局保護課通知(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法の改正の施行に伴う生活保護制度における留意事項について)	検討対象	現行の機能要件で児童養育加算の経過的加算は設定・削除できるものと認識しております。		反映しない	非論点
35	機能要件	保護決定処理	機能追加	児童手当の収入認定除外額について、児童手当システムの子の人数を参照し、自動で計算、システムに反映するようにしてほしい。	令和6年10月から、児童手当制度が改正され、第3子以降に支給される児童手当の額の一部を収入認定除外する取扱いとなったため。	児童手当システムの受給資格情報、受給情報、子の情報を参照し、自動で収入認定額・収入認定除外額を設定・削除できること。	実績なし	実装なし	令和6年9月26日厚生労働省社会・援護局保護課通知(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法の改正の施行に伴う生活保護制度における留意事項について)	検討対象	機能:0211250によって、収入認定除外額についても計算が可能と認識しております。自動で計算システムに反映する機能は、特定自治体にとっての便利機能と想定しておりますので、機能要件の追加は行わない予定です。		反映しない	非論点
36	帳票レイアウト	帳票名:50.保護決定調書	機能追加	世帯員ごとの生年月日を表示していただきたい。	「生年月日」は支給可否を判断する項目にはならないものと認識しておりますので、追加は不要と想定しております。」とされ、仕様書に反映しないことが、決定調査上で生年月日目を記載することで、各加算の変更や年金を始めとした各給付の対象となるかの判断材料となることから、事務を適切かつ円滑に行うため記載いただきたい。	帳票レイアウト上に世帯員ごとの生年月日を記載	実績あり(第4回)	実装あり		検討対象	各世帯員の生年月日については、システムで把握することで十分であると想定しているため、保護決定調査上においては、必ずしも必要な項目ではないと想定しております。		反映しない	非論点
37	機能要件	保護決定	機能追加	過支給が発生した場合については、返納、収入充当など選択で対応できること。また、過支給の取り扱いは、複数選択ができること。	例えば過支給が発生した受給世帯に本人支払額があり、それに充当しきれない場合、「本人支払額に充てる」に加え、「返納する」等複数選択を行わなければ残額が浮いてしまうため。		実績なし	実装あり		検討対象	機能要件の機能ID:0211395において対応済みの意見という認識です。		反映しない	非論点
38	機能要件	医療扶助	機能追加	以下の情報を医療扶助登録上の画面において確認できること。 ・生活保護開始年月日 ・生活保護廃止年月日 ・生活保護廃止年月日	医療券発行業務において、エラーメッセージ以前に医療扶助登録前に確認出来ることで業務効率が上がります。担当CW以外が発券する際も大きな判断材料となるため。		実績なし	実装あり		検討対象	記載内容から画面要件の定義に関するご意見を認識しました。画面要件については、標準仕様書において定めることとせず、事業者の創意工夫に委ねる部分と認識しております。		反映しない	非論点
39	機能要件	医療扶助	機能追加	医療扶助申請中のケースに関して、新規要否意見書、傷病届の発行が可能で、即時発行も可能であること。	申請中の世帯主等の受診状況により発行する必要性があるため。		実績なし	実装あり	生活保護手帳 2024年度版 P482 第3 医療扶助実施方式 1 医療扶助の申請(3)要否意見書の発行	検討対象	機能要件において、医療要否意見書の作成タイミングは機能ID:0211738において設定が可能と認識しております。また、傷病届の発行についてはシステムの実装方法によるものと想定しております。貴自治体において傷病届が必要なタイミングで出力できるパッケージシステムを探して調達を行って頂ければと思います。		反映しない	非論点
40	機能要件	医療扶助	機能追加	・医療扶助に係る一括処理ができること。 ・指定した条件で抽出した医療扶助を一括で廃止処理及び継続処理ができること。	病院の指定医療機関の廃止の際や、医療券継続処理に必要であるため。ID:0211048において介護扶助に係る一括処理があり、医療扶助においても必要である。		実績なし	実装あり		検討対象	ご意見の内容について、介護扶助と一定程度同じ機能が実装できることが望ましいと判断したため、機能の追加を検討します。	以下の機能要件を追加します。 ・医療扶助に係る一括処理ができること。 ・指定した条件で抽出した医療扶助について、一括で廃止処理及び継続処理ができること。	反映する	非論点
41	機能要件	機能ID:0210762(収納済)	実装区分変更	全ての自治体で実装必須機能にしていただきたいです。	今後、DXを進めるためにも収納済の自動化は必須であると考えため		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
42	機能要件	機能ID:0210763(収納済)	実装区分変更	全ての自治体で実装必須機能にしていただきたいです。	今後、DXを進めるためにも収納済の自動化は必須であると考えため		実績なし	実装あり		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
43	機能要件	機能ID:0210769(収納済)	実装区分変更	全ての自治体で実装必須機能にしていただきたいです。	今後、DXを進めるためにも収納済の自動化は必須であると考えため		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
44	機能要件	機能ID:0210770(収納済)	実装区分変更	全ての自治体で実装必須機能にしていただきたいです。	今後、DXを進めるためにも収納済の自動化は必須であると考えため		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
45	機能要件	機能ID:0211191(収納済)	実装区分変更	全ての自治体で実装必須機能にしていただきたいです。	今後、DXを進めるためにも収納済の自動化は必須であると考えため		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。		反映しない	非論点
46	機能要件	機能ID:0210762(収納済)	機能追加	機能要件で一括消込ができることとありますが、分割調定の債権について一括消込をする際は民法第488条(法定充当)や各市の出納整理期間を反映した調定年度へ自動充当する機能を実装していただきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装する機能は、民法第488条(法定充当)や出納整理期間の充当のルールに従っておりません。改善を依頼していますが、仕様書に記載がないため、断られています。	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 ・債権の消込情報 ・債権の一括消込ができること。 ※自治体ごとの会計年度の考え方に合致するように収納できること。 ※民法第488条(法定充当)のとおり、一番古い弁済期から充当できるようにすること。 【管理項目】 ・納付方法 ・債権番号 ・納付年月 ・納付金額 ・納付予定年月 ・納付予定金額 ・領収日(債務者が払った日) ・収入日(役所にお金が入った日) ・延滞金額 ・遅延損害金額	実績なし	実装なし	民法第488条(法定充当)	検討対象	標準仕様書の機能として、一括消込機能を定義しておりますが、具体的な消込のルールなどのシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。システム調達の際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
47	機能要件	機能ID:0210763(収納済)	機能追加	機能要件で一括消込ができることとありますが、分割調定の債権について一括消込をする際は民法第488条(法定充当)や各市の出納整理期間を反映した調定年度へ自動充当する機能を実装していただきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装する機能は、民法第488条(法定充当)や出納整理期間の充当のルールに従っておりません。改善を依頼していますが、仕様書に記載がないため、断られています。	代理納付登録をした債権を一括または個別に収納済できること。 ※自治体ごとの会計年度の考え方に合致するように収納できること。 ※民法第488条(法定充当)のとおり、一番古い弁済期から充当できるようにすること。	実績なし	実装あり	民法第488条(法定充当)	検討対象	標準仕様書の機能として、一括消込機能を定義しておりますが、具体的な消込のルールなどのシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。システム調達の際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
48	機能要件	機能ID:0210769(収納済)	機能追加	機能要件で自動充当ができることとありますが、各市町村の会計年度の考え方に合致するように自動充当する機能を実装していただきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装する機能は、民法第488条(法定充当)や出納整理期間の充当のルールに従っておりません。改善を依頼していますが、仕様書に記載がないため、断られています。	連携先金融機関から受領した口座振替結果データを取り込み、収納済が可能になること。 ※自治体ごとの会計年度の考え方に合致するように収納できること。 ※民法第488条(法定充当)のとおり、一番古い弁済期から充当できるようにすること。	実績なし	実装なし	民法第488条(法定充当)	検討対象	標準仕様書の機能として、取り込み、収納済機能を定義しておりますが、具体的な消込のルールなどのシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。システム調達の際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	

49	機能要件	機能ID:0210770(収納済)	機能追加	機能要件で一括消込ができることとありますが、分割調定の債権について一括消込をする際は民法第488条(法定充当)や各市の出納整理期間を反映した調定年度へ自動充当する機能を実装していただきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装する機能は、民法第488条(法定充当)や出納整理期間の充当のルールに従っておりません。改善を依頼していますが、仕様書に記載がないため、断られています。	公金収納サービスから取り込んだ窓口納付データにより一括で収納消込できること。 ※自治体ごとの会計年度の考え方に合致するように収納できること。 ※民法第488条(法定充当)のとおり、一番古い弁済期から充当できるようにすること。	実績なし	実績なし	民法第488条(法定充当)	検討対象	標準仕様書の機能として、一括消込機能を定義しておりますが、具体的な消込のルールなどのシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。 システム調達する際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
50	機能要件	機能ID:0211191(収納済)	機能追加	機能要件で自動充当ができることとありますが、分割調定の債権について自動充当をする際は民法第488条(法定充当)や各市の出納整理期間を反映した調定年度へ自動充当する機能を実装していただきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装する機能は、民法第488条(法定充当)や出納整理期間の充当のルールに従っておりません。改善を依頼していますが、仕様書に記載がないため、断られています。	返還金が納付された場合の収納済込について、収納管理システムからのデータ連携と、コンビ二納付については収納代行業者からのデータ取り込みに対応し、自動で消込を行うことができること。 ※自治体ごとの会計年度の考え方に合致するように収納できること。 ※民法第488条(法定充当)のとおり、一番古い弁済期から充当できるようにすること。	実績なし	実績なし	民法第488条(法定充当)	検討対象	標準仕様書の機能として、自動消込機能を定義しておりますが、具体的な消込のルールなどのシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。 システム調達する際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
51	機能要件	機能ID:0211173(EUC機能)	機能追加	実装必須機能にしていきたいです。	機能要件に記載されている「基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。」部分についても実装必須機能と明記していただきたい。今後、DXを進めていくうえで基本データリストのデータしか取り込みできないのであれば不十分であるため。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点
52	機能要件	機能ID:0210623(代理納付)	機能追加	機能要件で一括消込ができることとありますが、分割調定の債権について一括消込をする際は民法第488条(法定充当)や各市の出納整理期間を反映した調定年度へ自動充当する機能を実装していただきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装する機能は、民法第488条(法定充当)や出納整理期間の充当のルールに従っておりません。改善を依頼していますが、仕様書に記載がないため、断られています。なお、同じベンダのシステムを現在利用していますが、カスタマイズで対応しています。しかし、標準化後はカスタマイズ不可であること、仕様書に記載が無いため実装しないと言われていました。	保護費から代理納付した結果を一括、または個別に消込が行えること(代理納付登録をした債権を含む)。なお、民法第488条(法定充当)の規定のとおり、弁済期が先に到来した予定年月日に充当すること。また、収納年度については各市町村の出納整理期間のルールに基づいて収納できるようにすること。	実績なし	実装あり	民法第488条(法定充当)	検討対象	標準仕様書の機能として、一括消込機能を定義しておりますが、具体的な消込のルールなどのシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。 システム調達する際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
53	機能要件	機能ID:0210740(返還方法の変更)	その他	分割調定し、当該年度の予定額に収納額が満たなかった場合、その年度の調定額を保持することを明記してほしい。	本市が契約予定のベンダに標準化システムについて確認したところ、下記説明がありました。 例)R6年度に10万決定し、履行延期でR6年度5万、R7年度5万で分割するなり分割調定した場合、結果、R6年度が1万しか納付なく、年度をまたぐR6年度1万調定の1万収納、9万未調定になる。(収納額と調定額がイコールとなるように自動的に変わる) →新たに履行延期を取り戻さずともこのようになること、当該年度の調定額が引算でなくなるため改善を伝えていますが、仕様書に記載がないため、断られています。		実績なし	実装あり		検討対象	具体的なシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。 システム調達する際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
54	機能要件	機能ID:0210348(医療券・調剤券の交付/給付券作成)	機能追加	機能要件として、出力順を任意に選択できることとありますが、世帯員カナ順に出力する機能を実装必須項目としていただきたい。	本市が契約予定のベンダに確認したところ、現在のシステムには世帯員カナ順が選択キーに含まれていますが、標準化後のシステムでは対応不可との回答がありました。多くの受給者が通院している医療機関においては、患者確認が困難になることが予測されます。そのため、世帯員カナ順に並び替える機能を必須機能として、お示しいただきたい。	一括作部において、出力順を任意に選択できること(世帯員カナ、介護機関カナ、世帯員番号、受給者番号等)	実績なし	実装あり		検討対象	具体的なシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。 システム調達する際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
55	帳票レイアウト	90. 帳票レイアウト_生活保護法給付券要否意見書送付書_20230310 96. 帳票レイアウト_医療券送付書_20230310 99. 帳票レイアウト_生活保護法給付券送付書_20230310 106. 帳票レイアウト_調剤券送付書_20230310 111. 帳票レイアウト_治療材料券送付書_20230310 138. 帳票レイアウト_生活保護法介護券送付書_20230310	その他	送付書は1医療機関に対し1枚となるように機能設定していただきたい。	本市が契約予定のベンダに確認したところ、送付書(1枚目)に記載されている以上の対象者がいた場合は、送付書自体が複数枚発券される仕様と確認しました。印刷費用の削減という観点からも、送付書は1枚となるようレイアウトを変更していただきたいです。	送付書が複数枚になる場合は「後略」以下、「省略」以下、複数枚のため省略とするなどの文言を記載して、一枚で収まるようにしたい。	実績なし	実装なし		検討対象	ご意見から帳票のレイアウトに関する大幅な修正が必要と想定されます。 帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改定以降の改定に向けて、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。	反映しない	非論点
56	機能要件	機能ID:0211173(EUC機能)	実装区分変更	実装必須機能にしていきたいです。	本市が契約予定のベンダが実装するEUC機能は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に従っておりません。これはEUC機能が生活保護システム上標準オプション機能であるからですが、実装しEUCは必須となります。他の厚生労働省主管の標準標準システムではEUCは実装必須機能であり、生活保護でも実装必須機能としていきたいです。		実績なし	実装なし		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点
57	機能要件	機能ID:0210304「関係医療機関(訪問看護事業者(訪問看護必要時))」	機能修正	精神科訪問看護をもつ精神科医療機関に対して、訪問看護要否意見書を発行できるようにしてほしい。	精神科医療機関が精神科訪問看護を提供することがある。当該訪問看護は訪問看護ステーションとしての独自のコードは持たず、診療報酬請求は医科の請求に含めて請求している。本市では、「訪問看護に係る利用料請求書の適正回収の確認や状況把握のため、このようなケースでも訪問看護要否意見書を発行し、医師に記入を依頼してきた。従前は、ダミーの訪問看護医療券も発行していた(要否意見書の次回発行月を設定するためには訪問看護医療券の発行がシステム上必須であったため)。しかし、オンライン資格確認が始まったことでダミーの医療機関コードに対しエラーが発生するようになり、現在はExcelで次回発行時期を管理しており非効率である。そのため、医科のコードでも訪問看護要否意見書が発行できるようにしてほしい(この場合、「関係機関」の欄も同一の医科コード)。		実績なし	実装なし		検討対象	新編帳票追加のご意見については、帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改定ではなく、次版以降の改定において帳票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う想定です。	反映しない	非論点
58	帳票詳細要件	「発行自治体名称」	その他	「発行自治体名称」は自由に設定できるようにしてほしい。(念のため意見です)	本市は、令和6年1月1日付で行政区再編をしており、現在は「〇〇福祉事務所」ではなく「〇〇福祉事務所」の名前で医療券等の各種構文を発行している。そのため、「〇〇福祉事務所」または「〇〇市」のみの名称で標準仕様書で設定されないよう取り扱っていただきたい。		実績なし	実装あり		検討対象	システム印字項目「発行自治体名称」については、印字編集条件を「福祉事務所名または地方自治体名を記載する」と定めております。「〇〇福祉事務所」は福祉事務所名に該当するものと想定しておりますが、システム編集条件の「福祉事務所名」が具体的に何を示すかについてはシステムの実装方法の部分となる認識ですので、実際のシステム調達において事業者と自治体において調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
59	その他	該当なし	その他	保護費の計算を検証できる環境が必要	特殊事案に対し、他にどのような影響があるが、事前に検証する必要があるため。		実績なし	実装あり	なし	検討対象	検証環境については、システムの研修環境やテスト環境などを利用するものと想定しております。 標準仕様書において定義する内容ではなく、システムの実装方法などと同じくシステム調達する際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
60	機能要件	0211082 1.1.7医療扶助オンライン資格確認1	機能修正	情報提供に関する管理情報にも明記いただきたい。	オンライン資格確認開始に伴い、新たにシステム管理項目となったものについて、管理項目となっており、管理項目は最低限すべて明記すべきではないか。	情報提供に関する管理情報 ・不表示該当フラグ ・自己情報提供不可フラグ ・特定健診情報提供に係る本人同意フラグ ・特定健診情報提供に係る本人同意日 を追加する。	実績なし	実装あり	「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」および、「医療保険者等向け中間サーバー等」外部インターフェース仕様書(サーバー間連携版)」	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
61	機能要件	0211082 1.1.7医療扶助オンライン資格確認1	機能修正	加入者資格情報について、詳細不足している部分をきちんと明記いただきたい。	オンライン資格確認開始に伴い、新たにシステム管理項目となったものについて、管理項目となっており、管理項目は最低限すべて明記すべきではないか。	加入者資格情報 ・自治体(福祉事務所)名 ・喪失事由 を追加する。	実績なし	実装あり	「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」および、「医療保険者等向け中間サーバー等」外部インターフェース仕様書(サーバー間連携版)」	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点

73	機能要件 0211819 3.3.1医療扶助オンライン資格確認1	機能修正	医療券/調剤券情報の連携項目をきちんと明記いただきたい。 機能IDからも入力間違いの可能性はないか。	オンライン資格確認開始に伴い、連携項目となった管理項目は最低限すべて明記すべきではないか。	・本人支払額(自己負担額) ・単独/併用別 ・傷病名 ・地区担当番号 ・取扱担当番号 ・社会保険情報 ・感染症法第37条の2該当状況 ・後期高齢医療の該当状況 ・都道府県費の該当状況 ・備考(傷病名が4つ以上あるいは、障害者自立支援法等の公費医療が適用される) ・診療別 を追加する。	実績なし	実装あり	「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」別紙5加入者情報登録インターフェース項目一覧	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
74	機能要件 0211819 3.3.1医療扶助オンライン資格確認1	機能削除	診療月に関しては連携されていない。	別紙5の1.2Ver連携項目から削除されている。	・診療年月 を削除する。	実績なし	実装あり	「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」別紙5加入者情報登録インターフェース項目一覧	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
75	機能要件 0211162 3.3.1医療扶助オンライン資格確認3	機能修正	医療券/調剤券情報の連携項目をきちんと明記いただきたい。	【管理項目】に関しては医療券/調剤券情報の話をしているので【管理項目】に関しては3.3.1-1と合わせるべきではないか。	【管理項目】 システム基本情報 ・保険者コード ・被保険者扶養(当該福祉事務所で既に取得している場合) 加入者基本情報 ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・住所 医療券/調剤券情報 ・医療券/調剤券別 ・公費負担者番号 ・受給者番号 ・交付番号 ・診療別 ・有効開始年月日 ・有効終了年月日 ・指定医療機関コード ・処方箋発行元医療機関コード ・本人支払額(自己負担額) ・単独/併用別 ・傷病名 ・地区担当番号 ・取扱担当番号 ・社会保険情報 ・感染症法第37条の2該当状況 ・後期高齢医療の該当状況 ・都道府県費の該当状況 ・備考(傷病名が4つ以上あるいは、障害者自立支援法等の公費医療が適用される) ・診療別	実績なし	実装あり	「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」別紙5加入者情報登録インターフェース項目一覧	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
76	機能要件 機能名称が医療扶助オンライン資格確認すべて	機能修正	機能名称が医療扶助オンライン資格確認すべて備考(改版説明)について記載がない。特に1.7.保護開始の要否判定及び処分医療扶助オンライン資格確認3については、令和5年11月以降に個別の通知があり、受領することになったファイルで、現在ベンダー対応ができておらず、支払基金から統合専用端末を介して受領しており、ファイルには個人を特定するデータが個人番号や受給者番号のみで、担当員に配布するには職員が手動でデータ突合せの方法しかなく、重要な個人情報のデータを取り扱う必要があるにもかかわらず非常に効率が悪く、手法にも疑念を抱いている。このような状況であるが、すべての項目において、1.0版と同様の考え方で取り扱うのか。	1.8.保護要更医療扶助オンライン資格確認1以外が備考(改版説明)が空白	備考(改版説明)をそれぞれの項目ごとに設定する	実績なし	実装なし	「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」および、医療保険者等向け中間サーバー等「外部インターフェース仕様書(サーバー間連携版)」	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
77	機能要件 0211483 3.3.1要否意見書作成7	機能削除	継続医療券(介護券)は削除いただき、介護券記載部分に新たに追加いただきたい。	医療扶助ではない	(介護券)は削除する	実績なし	実装あり	第4章医療扶助運営要領	検討対象	ご意見を踏まえて、機能要件を修正します。	反映する	非論点
78	機能要件 追加 4.4.1介護券の作成16	機能追加	3.3.1要否意見書7の継続医療券(介護券)内容を4.1の正しい分類に追加いただきたい。	医療扶助ではなく、介護扶助であるため	福祉事務所分の継続介護券(介護保険制度適用外の居宅介護支援計画とに係る介護券、介護保険制度適用外の介護券)情報を本庁課で取りまとめ、印刷すること。また、送付書が出力できること(連名簿については、宛先の指定医療機関等ごとに、複数の福祉事務所情報を集約して印刷できること。)	実績なし	実装あり	第5章介護扶助運営要領	検討対象	ご意見を踏まえて、機能要件を修正します。	反映する	非論点
79	機能要件 0210331 3.3.1給付券作成20	機能修正	意見書の送付書と医療券の送付書それぞれ明細一覧が記載された送付書だけでなく、1医療機関に送付する内容と枚数(医療券・介護券)が何枚、1医療機関に送付する内容と枚数(給付券・要否意見書(保護要更申請書(傷病届)様式第17号)が何枚、医療券が何枚と送付物の枚数をカウントしたものが)が明記された送付状を印刷できるようにしていただきたい。	一括出力する場合、医療機関の宛名(〒のバーコード表示含む)と何の種類かの要否意見書を何枚送付するの枚数計数が記載されている送付状がなければ、1医療機関に対して各種要否意見書と医療券を同封する際、帳票ごとのカウントで封入物の確認ができず誤送送に繋がる。また、意見書と医療券それぞれの送付書を作成することで、今まで1医療機関1枚の送付状で済んでいたものが少なくとも2枚以上の送付書となり明細一覧の送付書ではさらに枚数がかさむことから郵便代が増えることによる郵送料が簡単に届出できない。送付書が法令等で定められているものでなく、実装されているベンダーが現にあることから、送付書と送付状を作成できるようにしていただきたい。	送付書を以下の各条件で作成すること。 ・医療券のみの送付書 ・医療券と医療券要否意見書の送付書(新規帳票を作成する)	実績あり(第1回)	実装あり	送付書及び送付状に関しては一切法令等関係なく、現在標準化様式とされている送付書についてもベンダー等が作成したものである。このため、標準化によって今まで効率が上がっていたものができなくなり、郵送代の届出を法令根拠がない内容に対して財政担当課に求めることはできない。実装されているベンダーが現にあることから、送付書(明細一覧)と送付状(カウントされた枚数のみ記載)を標準化として採用すべきと考える。	検討対象	新規帳票追加のご意見については、帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において帳票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
80	機能要件 0210392 3.3.3要否意見書作成3	機能修正	意見書の送付書と施術券の送付書それぞれ明細一覧が記載された送付書だけでなく、1医療機関に送付する内容と枚数(給付券・要否意見書(保護要更申請書(傷病届)様式第17号)が何枚、医療券が何枚と送付物の枚数をカウントしたものが)が明記された送付状を印刷できるようにしていただきたい。	一括出力する場合、施術者の宛名(〒のバーコード表示含む)と何の種類かの要否意見書を何枚送付するの枚数計数が記載されている送付状がなければ、1施術者に対して各種要否意見書と施術券を同封する際、帳票ごとのカウントで封入物の確認ができず誤送送に繋がる。また、意見書と施術券それぞれの送付書を作成することで、今まで1施術者1枚の送付状で済んでいたものが少なくとも2枚以上の送付書となり明細一覧の送付書ではさらに枚数がかさむことから郵便代が増えることによる郵送料が簡単に届出できない。送付書が法令等で定められているものでなく、実装されているベンダーが現にあることから、送付書と送付状を作成できるようにしていただきたい。	送付書を以下の各条件で作成すること。 ・施術券のみの送付書 ・給付券と要否意見書の送付書(新規帳票を作成する)	実績あり(第1回)	実装あり	送付書及び送付状に関しては一切法令等関係なく、現在標準化様式とされている送付書についてもベンダー等が作成したものである。このため、標準化によって今まで効率が上がっていたものができなくなり、郵送代の届出を法令根拠がない内容に対して財政担当課に求めることはできない。実装されているベンダーが現にあることから、送付書(明細一覧)と送付状(カウントされた枚数のみ記載)を標準化として採用すべきと考える。	検討対象	新規帳票追加のご意見については、帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において帳票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点

81	機能要件 0211742 3.3.3要意見書作成5	機能修正	・訪問診療の要否を追加いただきたい。	R6.10.1の改正で往診だけでなく、訪問診療が新たに追加され往診と同様に管理することが必要になったため。	・訪問診療の要否を追加する。	実績なし	実績なし	・第4章医療扶助運営要領様式第26号の1及び3 ・はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添1及び2	検討対象	ご意見を踏まえて、機能要件を修正します。 掲載として提示されている「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添1及び2」を拝見したところ、訪問診療の要否の追加が必要と判断したので、訪問診療の要否を追加します。	機能要件の機能ID.0211742について以下のとおり修正します。 以下の情報について一覧で確認できること。 ・往診の要否 ・訪問診療の要否	反映済み	非論点
82	機能要件 0211743 3.3.3要意見書回答登録2	機能修正	・【管理項目】に訪問診療の要否を追加いただきたい。	R6.10.1の改正で往診だけでなく、訪問診療が新たに追加され往診と同様に管理することが必要になったため。	【管理項目】 ・訪問診療の要否を追加する。	実績なし	実績なし	・第4章医療扶助運営要領様式第26号の1及び3 ・はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添1及び2	検討対象	ご意見を踏まえて、機能要件を修正します。 掲載として提示されている「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る資料費の支給の留意事項について令和6年5月31日保医発0531 7別添1及び2」を拝見したところ、訪問診療の要否の追加が必要と判断したので、訪問診療の要否を追加します。	機能要件の機能ID.0211743について以下のとおり修正します。 以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・医師の同意日 ・傷病名 ・医療機関 ・往診の要否 ・訪問診療の要否	反映済み	非論点
83	機能要件 0210439 3.3.5頻回受診者指導台帳情報の確認3	機能修正	・更生医療対象者を追加いただきたい。	難病法、小児慢性特定疾患、精神疾患に加え、更生医療に際しても頻回となる可能性が高く、台帳作成時に有用な情報であるため。	・更生医療対象者を追加する。	実績なし	実績なし	頻回受診者に対する適正受診指導について平成14年3月22日社援保発第032201号保護課長通知	検討対象	ご意見を踏まえて、「頻回受診者に対する適正受診指導について平成14年3月22日社援保発第032201号保護課長通知」を踏襲したところ、頻回受診者として「ア 受診回数が見直し等について指導する必要がある者」、「イ 入院治療が適当である者」の記載があり、頻回受診者が具体的にどのような病状に該当するか等の記載はありませんでした。 一方で、厚生医療対象者（自立支援医療（更生）を利用している者と想定）についても選択治療などを受け関係から、頻回受診に該当する可能性は高いことは想定されますが、特定自治体の要望にあたるのか、複数自治体において共通する重要事項に該当するかが判断できません。 よって、機能要件の修正の必要性が判断できないところとなります。	反映しない	非論点	
84	機能要件 0211158 3.3.7レセプト管理システム取込用データ作成2	機能修正	【管理項目】に生活保護再開年月日を追加いただきたい。	開始年月日のみでは、生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について平成12年12月14日社援保第72号保護課長通知に基づいて正しくレセプト点検が行えない。	【管理項目】 ・生活保護再開年月日を追加いただきたい。	実績なし	実装あり	生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について平成12年12月14日社援保第72号保護課長通知	検討対象	「生活保護再開」という文言から、すでに生活保護を廃止になっている者が再び生活保護を申請し、被保護者になった状況と想定しております。 この場合の保護再開も保護開始と同じ扱いになるかと思っておりますので、管理項目に生活保護再開年月日の追加は不要と想定しております。	反映しない	非論点	
85	機能要件 0211748 3.3.7レセプト管理システム取込用データ作成3	機能修正	【管理項目】に生活保護停止年月日を追加いただきたい。	廃止年月日のみでは、生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について平成12年12月14日社援保第72号保護課長通知に基づいて正しくレセプト点検が行えない。	【管理項目】 ・生活保護停止年月日を追加いただきたい。	実績なし	実装あり	生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について平成12年12月14日社援保第72号保護課長通知	検討対象	生活保護停止について、被保護者の状態は生活保護を受給していないため、一時的には廃止と同じ扱いになるものと認識しております。 よって、停止についても管理項目の「生活保護停止年月日」で管理することが可能と想定しますので、管理項目に「生活保護停止年月日」の追加は不要と想定しております。	反映しない	非論点	
86	機能要件 0211817 4.4.1連絡票の作成1	機能削除	中項目4.1（介護保険制度適用）者は不要な帳票のため、被保護者異動連絡票（国保適用）・被保護者異動訂正連絡票（国保適用）を削除いただきたい。なお、中項目4.2（介護保険制度適用外）に必要な帳票である。	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知（第5介護扶助実施方式2(9)）より、「被保護者以外の被保護者」に係る」と明記されている。中項目4.1は（介護保険制度適用）とあり、被保護者以外の被保護者ではない。	・被保護者異動連絡票（国保適用） ・被保護者異動訂正連絡票（国保適用）を削除する。	実績あり（第1回）	実装あり	第5章介護扶助運営要領平成11年11月16日社援第2702号厚労省局長通知（第5介護扶助実施方式2(9)）様式5号及び第6号	検討対象	みなし号に該当する被保護者が、介護保険の被保険者資格を取得した際においても、被保護者異動連絡票を作成する必要がある（介護扶助運営要領第5の(9)(ウ)）ことから、当帳票の出力機能は必要な機能と認識しております。	反映しない	非論点	
87	機能要件 0210470 4.4.1介護券の作成1	機能修正	介護券の送付書それぞれ明細一覧が記載された送付書だけでなく、1介護機関に送付する内容と枚数を同封と送付物の枚数をカウントしたものが明記された送付状を印刷できるようにしていただきたい。	一括出力する場合、介護機関の宛名（〒のバーコード表示含む）と介護券を同封送付するの枚数が記載されている送付状がなければ、1介護機関に対して介護券を同封する際、帳票枚数のカウントで封入物の確認ができず誤発送に繋がる。また、今まで1介護機関1枚の送付状で済んでいたものが明細一覧の送付書では枚数がかさむことから郵便代が増えることによる郵送料が簡単に発生できない。送付書が法令等で定められているものでなく、実装されているベンダーが現在あることから、送付書と送付状を作成できるようにしていただきたい。	送付書を以下の各条件で作成できること。 ・生活保護法介護券送付状（新規帳票を作成する）	実績あり（第1回）	実装あり	送付書及び送付状に関しては一切法令根拠なく、現在標準化様式とされている送付書についてもベンダー等が作成したものである。このため、標準化によって今まで効率化されていたものができなくなり、郵送料の発生を法令根拠がない内容に対して財政担当課に求めることはできない。実装されているベンダーが現在あることから、送付書（明細一覧）と送付状（カウントされた枚数のみ記載）を標準化として採用すべきと考える。	検討対象	新規帳票追加のご意見については、帳票要件（帳票レイアウト・帳票詳細要件）の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改版において帳票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点	
88	機能要件 0210490 4.4.2居宅介護支援計画等に係る介護券の作成1	機能修正	介護券の送付書それぞれ明細一覧が記載された送付書だけでなく、1介護機関に送付する内容と枚数を同封と送付物の枚数をカウントしたものが明記された送付状を印刷できるようにしていただきたい。	一括出力する場合、介護機関の宛名（〒のバーコード表示含む）と介護券を同封送付するの枚数が記載されている送付状がなければ、1介護機関に対して介護券を同封する際、帳票枚数のカウントで封入物の確認ができず誤発送に繋がる。また、今まで1介護機関1枚の送付状で済んでいたものが明細一覧の送付書では枚数がかさむことから郵便代が増えることによる郵送料が簡単に発生できない。送付書が法令等で定められているものでなく、実装されているベンダーが現在あることから、送付書と送付状を作成できるようにしていただきたい。	送付書を以下の各条件で作成できること。 ・生活保護法介護券送付状（新規帳票を作成する）	実績あり（第1回）	実装あり	送付書及び送付状に関しては一切法令根拠なく、現在標準化様式とされている送付書についてもベンダー等が作成したものである。このため、標準化によって今まで効率化されていたものができなくなり、郵送料の発生を法令根拠がない内容に対して財政担当課に求めることはできない。実装されているベンダーが現在あることから、送付書（明細一覧）と送付状（カウントされた枚数のみ記載）を標準化として採用すべきと考える。	検討対象	新規帳票追加のご意見については、帳票要件（帳票レイアウト・帳票詳細要件）の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改版において帳票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点	

89	機能要件 0210527 4.4.2介護券の作成1	機能修正		一括出力する場合、介護機関の宛名(〒のバーコード表示含む)と介護券を何枚送付するか集計数が記載されている送付状がなければ、1介護機関に対して介護券を同封する際、帳票枚数のカウントで封入物の確認ができず誤発送したものが明細一覧の送付書では枚数がかきこむことから郵便代が増えることによる郵送費が簡単に捻出できない。送付書が法令等で定められているものでなく、実装されているペンダーが異なることから、送付書と送付状を作成できるようにしていただきたい。	送付書を以下の各条件で作成できること。 ・生活保護法介護券送付状(新規帳票を作成する)	実績あり(第1回)	実装あり		送付書及び送付状に関しては一切法令根拠なく、現在標準化様式とされている送付書についてもペンダー等が作成したものである。このため、標準化によって今まで効率化されていたものができなくなり、郵送代の発生を法令根拠がない内容に対して財政担当に求めることはできない。実装されているペンダーが固定にあることから、送付書(明細一覧)と送付状(カウントされた枚数のみ記載)を標準化として採用すべきと考える。	検討対象	新規帳票追加のご意見については、帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要である。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において帳票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
90	機能要件 0210520 4.4.2介護要件の登録3	機能削除	上から3つ目・支給限度額を超える場合を削除いただきたい。	支給限度額を超える場合は、介護要件の登録の際にシステム入力では支給限度額を入力する管理項目がない(ケアマネジャーが作成する毎月の利用票に記載されている)ため、システムではチェックを行うことがない。利用票を確認時にチェックするしかない。	以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 ・介護扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力されている場合 ・同一の受給者に、異なる指定居宅介護支援事業者の介護扶助が登録されている場合 ・支給限度額を超える場合 ・認定情報とサービスの関連チェックにより、利用できないサービスがあった場合 ・被保護者が65歳に到達しているにも関わらず、Hで始まる被保護者番号が設定されている場合 ・資格取得日以前の日付で介護扶助開始日を入力した場合 ・登録された居宅介護支援事業者が生活保護法のサービス指定を受けていない場合	実績なし	実装あり	介護保険法と生活保護法	検討対象	標準仕様書2.1版改定案の機能要件の機能ID:0211830において、「支給限度額を超える場合」の文言を削除し、併せて機能ID:0210502においても削除が必要と認識しました。	機能ID:0210502について、以下のとおり修正します。 以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 ・介護扶助の開始日に生活保護の受給期間外の日付が入力されている場合 ・同一の受給者に、異なる指定居宅介護支援事業者の介護扶助が登録されている場合 ・認定情報とサービスの関連チェックにより、利用できないサービスがあった場合 ・被保護者が65歳に到達しているにも関わらず、Hで始まる被保護者番号が設定されている場合 ・資格取得日以前の日付で介護扶助開始日を入力した場合 ・登録された居宅介護支援事業者が生活保護法のサービス指定を受けていない場合	反映する	非論点
91	帳票詳細要件 89.帳票詳細要件_精神疾患入院要否意見書	機能追加	33地区担当者を追加いただきたい。	様式第16号に記載がないという理由で他自治体の要望を却下されたことで気が付きました。どこの自治体も意見書は医療担当等で集約され嘱託医協議等の審査を経て各担当者に配布されると考えられます。少人数のケースワーカー規模でも担当者を把握して事務処理することは不可能に近いと考えます。システム印字できる項目は印字し、意見書返送後に地区担当者を1枚1枚調べような負担をかけるシステムになることを祈っています。	33地区担当者を追加する	実績なし	実装あり			検討対象	帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
92	帳票レイアウト 89.帳票レイアウト_精神疾患入院要否意見書	機能追加	地区担当者を追加いただきたい。	様式第16号に記載がないという理由で他自治体の要望を却下されたことで気が付きました。どこの自治体も意見書は医療担当等で集約され嘱託医協議等の審査を経て各担当者に配布されると考えられます。少人数のケースワーカー規模でも担当者を把握して事務処理することは不可能に近いと考えます。システム印字できる項目は印字し、意見書返送後に地区担当者を1枚1枚調べような負担をかけるシステムになることを祈っています。	地区担当者を印字する	実績なし	実装あり	サンプル帳票あり		検討対象	帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
93	帳票レイアウト 各種要否意見書の記入要領やお知らせ	機能削除	全ての意見書の記入要領やお知らせを帳票レイアウトから削除いただきたい。 帳票タイトルNO.88, 89, 109, 113, 114	標準化することで、印刷トナー代が跳ね上がる計算になります。記入要領やお知らせについては、ホームページに張り出すか、QRコードでその案内をすることで、事足りる。不要なコストはカットすべきと考えます。また、制度変更のたびに帳票レイアウト変更を行うことも無駄なコストと考えます。	全ての意見書の記入要領やお知らせを帳票レイアウトから削除する。	実績なし	実装あり			検討対象	ご意見に対応する場合は、帳票のレイアウトに関する大幅な修正が必要と想定されます。帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
94	帳票レイアウト 各種要否意見書の決裁欄	機能追加	全ての意見書及び備病欄に決裁欄を追加いただきたい。 帳票タイトルNO.86, 87, 88, 89, 109, 113, 114	備病届及び各種要否意見書の記載内容及び嘱託医の判断に基づいて医療扶助決定を行う(各種給付券(医療券、施術券、治療材料券)を発行する際、意見書上で決裁し決定票とする運用を行っています。現状の運用は大阪府下でも同様の自治体を複数確認しています。オプション機能として結構ですので、付加してください。	決裁欄を追加する。	実績なし	実装あり	サンプル帳票あり		検討対象	ご意見に対応する場合は、帳票のレイアウトに関する大幅な修正が必要と想定されます。帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
95	帳票レイアウト 88.医療要否意見書	機能追加	稼働能力について記載項目を追加してほしい。	稼働能力については、本来は主治医訪問調査で聞き取る内容ではあるが、医療機関や医師会との協議でも、主治医訪問に時間を割いてくださる時間がないとお声を頂く。また、意見書と別途稼働数値を記載するのは負担が大きいため、医療要否意見書で合わせて回答したい強く要望されている。	稼働能力について記載項目を追加してほしい 不能 軽労働 中労働 重労働 不明()か月要経過観察	実績あり(第1回)	実装あり	サンプル帳票あり		検討対象	ご意見から帳票のレイアウトに関する大幅な修正が必要と想定されます。帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要であるため、2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
96	帳票レイアウト オムツの要否意見書	機能追加	生活扶助の一時扶助の被服費オムツの要否について、新たに帳票作成してほしい。	オムツの要否については、システム管理して支給前に医師に記載頂いている。大阪府下の調査を行った結果、何らかの形で医師に記載頂いて要否を確認していただくことが判明した。この際、標準化した様式を作成することで、医療機関の事務の効率化にもつながる。	オムツ要否意見書を追加する	実績あり(第1回)	実装あり	サンプル帳票あり		検討対象	新規帳票追加のご意見については、帳票要件(帳票レイアウト・帳票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要である。2.1版の改版ではなく、次版以降の改定において、帳票のレイアウト修正の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
97	機能要件 機能ID:0210835(マイナンバーシステム連携)	機能追加	独自利用事務条例に規定が必要となる外国人の生活保護法に準じた事務の対象となる情報等を共通基盤等を含むシステムへ円滑連携用ファイルとして生成する・しないの制御ができること。 外国人の生活保護法に準じた事務において、独自利用事務条例が無い場合、他システムからの情報が取り込めない制御ができること。	外国人生活保護者の資格情報等、連携によっては条例に準じた事務の対象となる情報等を共通基盤等を含むシステムへ円滑連携用ファイルとして生成できない(健診情報等)番号法解釈があるため	代替案として、標準化法に記載された情報連携は、法により円滑連携を可能とする番号利用法解釈を施す。	実績なし	実装なし	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条		検討対象	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」(昭和29年5月社第382号厚生社会局長通知、以下昭和29年通知という。)に基づく外国人保護に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下番号法という。))による情報連携の件のご照会と照しお答えいたします。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号、以下改正法という。))の一部施行に伴い、上記通知に基づく外国人保護については、「準法定事務」と位置付けられたため、改正法第9条第1項の規定を根拠とし、情報連携を行うことができる。改正法施行による生活保護法における情報連携の詳細な取扱いについては、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」の改正について(周知)」(令和6年5月27日付付社保保発0527第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)等を参照いただきたい。	反映しない	非論点
98	その他 他システム連携	その他	固定資産税との連携等、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に定義されていない連携が実装必須となっています。標準化期限までに主務省令に定義されるものと考えてよいでしょうか。	標準化法に基づく情報連携必須条件は条例化が必要であるか不明なため		実績なし	実装なし	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令		検討対象	固定資産税情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表第四十八項に掲げられる特定個人番号利用事務において保有する情報であり、平塚市においては、条例で特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で当該利用特定個人情報のうち当該機関が保有するものを利用することができる旨規定されており、当該連携にあたって条例改正は必要ないものと思われます。	反映しない	非論点

99	機能要件	機能ID:0211084(医療扶助オンライン資格確認)	機能追加	医療中間サーバーから提供されるJ-LIS突合情報や資格確認情報を取り込み、差分確認ができること。	医療中間サーバーから提供されるJ情報の確認については生活保護システムの参照が必要となるため	要件文案として、新規扶養を付番し、「医療中間サーバーから提供されるJ-LIS突合情報や資格確認情報を取り込み、差分確認ができること。」	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
##	機能要件	機能ID:0211084(医療扶助オンライン資格確認)	機能追加	マイナンバーカードの利用登録状況や解除状況、電子証明書の有効期間情報について、一括処理で情報を取り込み、併せて医療券の発券制御を一括処理で行えること。	マイナンバーカードの登録状況が医療扶助に直結する制度となったが、一括処理ができない現状に運用困難となっているため。	要件文案として、新規扶養を付番し、「マイナンバーカードの利用登録状況や解除状況、電子証明書の有効期間情報について、一括処理で情報を取り込み、併せて医療券の発券制御を一括処理で行えること。」	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
##	機能要件	機能ID:0211005(決裁機能)	機能追加	他システムへの情報連携は決裁後の情報を連携すること	一部制御できていない情報連携があるが、行政情報連携の手法として必須となるため明示した仕様が必要	保護決定登録について、決裁されていない登録については支払が行えないよう制御できること。また他システムへの情報連携は決裁後の情報を連携すること	実績なし	実績なし		検討対象	具体的なシステムの実装方法は標準仕様書で定義しない想定です。システム調達の際に、調達予定の事業者と自治体とで実装方法を調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
##	機能要件	機能ID:0210456(レセット管理システム取込用データ作成)	機能追加	個人情報の真正性の確保において、健診情報を健康管理システムとの連携によりレセット管理システムで宛名突合を行うため、生活保護システムからレセット管理システムに宛名番号を連携できることを明示すること	健診情報を連携するにおいて、個人情報の真正性の確保を求められているが、健康管理システムからの宛名番号取り込みの記載があるが、突合する先の情報として、レセット管理システムで宛名番号をどう入手するか記載が見つからないため		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見の内容について、厚生労働省内部で確認中です。	次年度以降反映検討	非論点
##	機能要件	被保護者調査に関する調査項目の追加等について	機能追加	法第18条第2項による申請登録、修正、削除がオンライン資格連携や情報提供ネットワーク(副本)、他システムに連携することなく登録できること。	副本や他システムへの連携は想定しない扶助のための登録と考えられているが、宛名情報を登録すると他システムに連携してしまう現状があるため		実績あり(第4回)	実績なし		検討対象外(理由不明確)	意見内容から、追加すべき機能要件と理由が把握できないため、追加可否を判断できません。	反映しない	非論点
##	機能要件	機能ID:0211569(システム連携規則)	機能追加	被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム(社会保険診療報酬支払基金所管)に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイル及びNDBファイルを作成できること。	NDBファイルの記載を追加し、福祉事務所側のシステムで何のデータを作成しなくてはならないか仕様として明示する。		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
##	機能要件	システム連携規則(健診情報管理)	機能追加	特定健診等データ収集システムに対して、NDBファイルを登録、削除登録、修正登録ができること	生活保護システムから特定健診等データ収集システムに対しての接続が認められているが、他福祉事務が登録した健診情報の引き継ぎと共に、NDBファイルの修正が必要に応じて実施できる機能が必要のため		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
##	機能要件	機能ID:0211690(決裁機能)	実装区分変更	決裁機能なく、決定処理を行うことを想定していないため、実装区分が必要と考えます。決裁機能においては、機能ID011690のみならず、自治体規模で必須とオプションが混在しないよう実装区分の変更(実装必須化)をお願いします。	決裁機能なく、決定処理を行うことを想定していないため、実装区分が必要と考えます。決裁機能においては、機能ID011690のみならず、自治体規模で必須とオプションが混在しないよう実装区分の変更をお願いします。第5回の意見照会でも同様の要望が見受けられ、区分変更する旨の回答があるものの、要件によって、機能が削除(旧210986)されたり、実装区分(旧0210590)が変わっていないことが見受けられます。第6回全国意見照会QA集の回答結果「反映する」が決裁機能については軒並み更新されないように見受けられます。		実績あり(第4回)	実装あり		検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点
##	機能要件	機能ID:0210215(保護停止決定通知書等の作成)	機能追加	医療機関連絡票及び介護機関連絡票においては、1医療機関、1介護機関への停止・廃止通知を被保護者連名式でも通知できること	標準様式が借票となっているため、個々で医療機関等へ通知すると郵送料や紙の無駄になる。また、各決定通知に紐づいた借票だと、送付遅れを起こす可能性がある。1医療機関に対して、指定期日での廃止があった被保護者の情報を連名式に送付することで、送付遅れや転送回数、重量を節約し、医療機関等に正しいレセット請求ができるようにしてもらおう。		実績なし	実装あり		検討対象	新規借票追加のご意見については、借票要件(借票レアウト・借票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改定ではなく、次版以降の改定において借票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
##	借票一覧	支給	機能追加	福祉事務所の窓口で直接お金を扱う事務を行ってならず、標準化対応後を想定していない。そのため、指定金融機関等にてお金を受け取る対応できる方法を検討いただきたい。	第4回照会時に同様の意見を提出し、独自運用のため反映しない旨の回答をいただいたが、第5回照会時に他都市からも同様の意見がでている。また、令和4年度大都市生活保護主管課長会議にて、参加自治体の2割程度が金融機関で現金払いを行っているという回答しており、独自運用とは言い難いとされている。本市では、被保護者が口座を保有していない場合や指導・援助が必要な場合は窓口にて支払切符を交付し、区役所内の銀行出張所で現金払いを行っており、年間で18,000件程度ある。借当の件数もあることから、福祉事務所の窓口で現金払いを行うことは、セキュリティや効率性等の観点で望ましくないと考えており、実装されない場合の影響が大きい。改めて検討をお願いしたい。		実績あり(第4回)	実装あり		検討対象	新規借票追加のご意見については、借票要件(借票レアウト・借票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改定ではなく、次版以降の改定において借票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
##	機能要件	実装区分	実装区分変更	実装区分「実装必須機能」について、業務の本筋では必須がなく、標準オプション機能とすべき「便利機能」が多数「必須」となっている。	ベンダとしては実装区分①②③いずれか一つでも「必須」となっていれば必須機能として開発せざるを得ず、多大な負担となっている。過去の意見照会において「便利機能＝オプションとしていただきたい」という意見を挙げているが「自治体様多数の意見」という理由で却下されており、ベンダの意見がほとんど反映されない状況となっている(自治体様ご意見集の状況)	機能要件に対する適合基準日について、経過措置期間の設置と段階的導入を認めていただくようお願いしたい。	実績あり(第1回、第2回、第3回、第4回)	実績なし	-	検討対象	ご意見について把握いたしました。2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点
##	その他	データ要件・連携要件との整合性	誤記・整合性	「機能要件・借票要件」に記載の無い項目がデータ要件(基本データリリスト)に記載されているケースがある。逆のケースもある。	左記のとおり。	デジタル庁様と連携のうえ突合を実施し、不整合を排除していただきたい。	実績あり(第1回、第2回、第3回、第4回)	実績なし	-	検討対象	標準化PMOで都度頂いた意見に対応しております。引き続き、整合性が取れていない項目があればご指摘ください。	反映しない	非論点

##	機能要件	新機能要件	機能修正	「外部インターフェース仕様書(サーバー間連携版)」を参照のことがあるが、参照させるのであれば版数を定義して頂きたい。	外部インターフェース仕様書(サーバー間連携版)の版数が不明のため	オンライン資格を含めるのであれば、要件を整理して標準機能として詳細に定義したほうがよい。もしくは、外部資料を参照させるのであれば、版数を記載して整合をとった方がよい。	実績なし	実装あり	-	検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。	次年度以降反映検討	非論点
##	機能レイアウト	法第63条返還金決定通知書、法第78条徴収金決定通知書	誤記・整合性	返還決定通知及び徴収決定通知は、不利益処分であることから、行政手続法上、処分理由を具体的に記載する必要があり、当該返還対象期間又は不正受給期間に支給した保護費の範囲内での返還であることを明らかにするため、当該機関に支給した扶助費(既支給額)を記載すべきと考えます。	⑤のとおり	「既支給額」欄を設ける	実績あり(第4回)	実装なし	行政手続法第14条(参考)生活と福祉 2023年1月号	検討対象	行政手続法第14条に記載の「行政は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」の理由については、機能レイアウトのシステム印字項目「徴収の理由」返還の理由が該当すると認識しています。また、「既支給額」は上記の第14条の理由に該当しない想定です。	反映しない	非論点
##	機能要件	大項目「6 返還金・債権管理」での機能の明確化	その他	・延滞金及び遅延損害金の計算、確定延滞金の管理・請求、分別及び消込等、延滞金及び遅延損害金に関する債権管理の機能を明確化してほしい。	・延滞金及び遅延損害金に関する記載はこの項目だけだが、何ができるか不明。 ・特に強制徴収債権の延滞金は、多くの自治体で債権管理業務が施行され、徴収が義務付けられているが、生活保護費債権は適正に取り扱っていない。債務者の生活実態を鑑み、延滞金を減免するとしても計算を要する。	大項目「6 返還金・債権管理」中項目「6.3 収納」機能名称「収納消込」機能ID「0210762」で汎用される基となる機能要件記載の「延滞金額」及び「遅延損害金額」の登録・変更での機能を明確化するとともに 自治体の債権管理条例に適合できるよう「年度毎の延滞利率(生活保護法78条に規定する100分の40を乗じて得た額以下の金額に対応するもの)の登録・変更」「延滞金額の免除の登録・変更」「遅延損害金額の免除の登録・変更」「延滞金額の計算式が確認できる帳票または画面」「遅延損害金額の計算式が確認できる帳票または画面」	実績なし	実装なし	生活保護法第78条 松山市債権管理条例	検討対象	意見内容から、特定自治体の独自要望・カスタマイズ要望と想定しておりますので、機能要件の追加は行わない想定です。	反映しない	非論点
##	機能要件	大項目「1 生活保護申請・決定(変更を含む)」中項目「1.2 保護の開始申請受付及び訪問調査」機能名称「申請情報の登録」機能ID「0211219」	機能追加	修正後の機能要件について「標準仕様書への反映」で「3.反映済み」となっているが、追加要望した「保護決定調書で扶助額決定欄の最低生活費認定額の右側に「日割額」が表示できるようにしてほしい。」が反映されていない。	「標準仕様書への反映」で「3.反映済み」となっているが反映していないため。	「援助方針」/「ケース診断会議の開催状況の有無」/「ケース診断会議の実施年月」の追加	実績あり(第4回)	実装なし	第5回全国意見照会QA集 20241016.01	検討対象	機能ID:0211479と機能ID:0211480を組み合わせることで、要望を頂いている項目「援助方針」/「ケース診断会議の開催状況の有無」/「ケース診断会議の実施年月」を追加することが可能となっており、意見には対応しているものと認識しております。 ■機能ID:0211479 ケース診断会議について、以下の情報を履歴で管理でき、出力できること 【管理項目】 ・会議内容 ・会議結果 ・会議資料 ・会議出席者 ・会議区分(新規開始ケース、援助困難ケース、個別援助、63条、63条のうち自立更生に関すること、77条、78条、文書指示(就労指導)、文書指示(自動車)、文書指示(その他)、検診命令、不動態、生命保護、自動車、投薬療法、指導指示違反、その他、暴力団員関係) ・会議結果区分(承認・否認) ・会議実施日 ・メモ ■機能ID:0211480 また、上記理由以外のものがあれば、適宜、コードが追加できること。	反映しない	非論点
##	帳票詳細要件	79最低生活費認定額	機能追加	修正後の帳票詳細要件について「標準仕様書への反映」で「3.反映済み」となっているが、追加要望した「保護決定調書で扶助額決定欄の最低生活費認定額の右側に「日割額」が表示できるようにしてほしい。」が反映されていない。	「標準仕様書への反映」で「3.反映済み」となっているが反映していないため。	保護決定調書で扶助額決定欄の最低生活費認定額の右側に「日割額」を表示	実績あり(第4回)	実装あり	第5回全国意見照会QA集 20241016.01	検討対象	QA集における反映状況に不備があり、申し訳ございませんでした。こちらは帳票レイアウトの反映の中で、レイアウトのスペースから「日割額」の追加が難しかったこと、日割額について確認する場合は都度計算を行い確認いただく運用を想定していることから、追加を行わないこととなりました。	反映しない	非論点
##	機能レイアウト	帳票名「50保護決定調書」該当箇所「扶助額決定欄」	機能追加	修正後の帳票詳細要件について「標準仕様書への反映」で「3.反映済み」となっているが、帳票レイアウトでは「保護決定調書で扶助額決定欄の最低生活費認定額の右側に「日割額」が表示できるように」になっていない。	帳票詳細要件での標準仕様書への反映との整合性が取れていないため。	保護決定調書で扶助額決定欄の最低生活費認定額の右側に「日割額」を表示	実績あり(第4回)	実装あり	第5回全国意見照会QA集 20241016.01	検討対象	QA集における反映状況に不備があり、申し訳ございませんでした。こちらは帳票レイアウトの反映の中で、レイアウトのスペースから「日割額」の追加が難しかったこと、日割額について確認する場合は都度計算を行い確認いただく運用を想定していることから、追加を行わないこととなりました。	反映しない	非論点
##	機能レイアウト	90生活保護法給付券要否意見書送付書 宛先氏名	その他	宛先氏名宛てではなく、システムにマスタ登録してある取扱業者や施術業者(e.O登録病院)、医療機関などの機関宛てをお願いしたい。標準化に伴い機関宛てではなく個人宛でのマスタ登録が必要になるのか。	当市では、医療機関や施術者などの登録ではなく機関単位でマスタ登録している、個人名の登録はしていない。例えば、書類を取りまとめている業者宛てへ送付を求めらるため、指定施術者単位などでマスタ登録は行っていない。施術業者について、同じ施術業者でも施術者ごとの登録をさらに別に作成しないといけないのか。	実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしておりますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
##	機能レイアウト	96医療券送付書 宛先氏名	その他	指定施術者個人宛てではなく、医療機関宛てをお願いしたい。標準化に伴い指定施術者のマスタ登録をしない指定施術ではなく指定施術者単位でのマスタ登録を別に入力が必要になるのか。	当市では、医療機関を機関単位でマスタ登録している、個人名の登録はしていない。院長や医師名などの登録・管理をしないといけないのか。 現行の当市システム上では、医療券に住所、医療機関が左上に印字されるため、送付書を使わずに医療券一枚で郵付封筒で送付が可能であるが、本送付書を使わないと送れない状況になるのであれば、ご検討願いたい。	実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしておりますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
##	機能レイアウト	99生活保護法給付券送付書 宛先氏名	その他	宛先氏名宛てではなく、システムにマスタ登録してある取扱業者や施術業者(e.O治療院)などの機関宛てをお願いしたい。標準化に伴い機関宛てではなく個人宛でのマスタ登録が必要になるのか。	当市では、取扱業者や施術業者などの登録を機関単位でマスタ登録している、個人名の登録はしていない。例えば、書類を取りまとめている業者宛てへ送付を求められるため、指定施術者単位などでマスタ登録は行っていない。施術業者について、同じ施術業者でも施術者ごとの登録をさらに別に作成しないといけないのか。	実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしておりますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
##	機能レイアウト	100調剤券送付書 宛先氏名	その他	宛先氏名宛てではなく、システムにマスタ登録してある調剤薬局宛てをお願いしたい。標準化に伴い担当者個人単位でのマスタ登録の入力が必要になるのか。	医療機関を機関単位でマスタ登録している、個人名の登録はしていない。薬局の管理者などの登録・管理をしないといけないのか。	実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしておりますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	
##	機能レイアウト	111治療材料券送付書 宛先氏名	その他	宛先氏名宛てではなく、システムにマスタ登録してある取り扱い業者宛てをお願いしたい。標準化に伴い取り扱い業者の担当者単位でのマスタ登録を別に入力が必要になるのか。	当市では、取扱業者単位でマスタ登録しており、担当者単位では、マスタ登録は行っていない。	実績なし	実装なし		検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしておりますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点	

##	横票レイアウト	138生活保護法介護券送付書宛先氏名	その他	宛先氏名宛てではなく、システムにマスタ登録してある介護事業者宛でお願したい。標準化に伴い担当者単位でのマスタ登録の入力が必要になるのか。	本市では、事業者単位でマスタ登録しており、担当者単位では、マスタ登録は行っていない。 現行の本市システム上では介護券に住所、医療機関が左上に印字されるため、送付書を使わずに介護券1枚で窓口指簿で送付が可能であるが、本送付書を扱わないと送れない状況になるのであれば、ご検討願いたい。	実績なし	実績なし			検討対象	宛先氏名というシステム印字項目にしておりますが、個人以外の事業者等も宛先に設定することも可能と想定しております。ただし、個人名のマスタを保有するかどうかについては、システムの実装方法に関する内容のため、標準仕様書では定義しないことを想定しております。 システムの調達時に、自治体とベンダにおいて調整いただくことを想定しております。	反映しない	非論点
##	その他	給付券発行	機能追加	医療券と共に送付する本人支払額通知について	入院患者について、医療機関より医療券発行依頼が来た場合、医療機関に意見を求め、返信された意見を福祉課の確認を取って医療券の発行の手続きを行っています。この場合、医療機関側に医療券が届くまで数日かかるため、本人支払額がある受給者について、医療機関側に医療券が届き本人支払額がわかる前に、受給者が退院をする上、本人支払額を医療機関が取れないケースが発生します。それを防ぐために、医療券の代わりに本人支払額通知を先に発送し、本人支払額があることを医療機関側に伝えていきます。 現在は、本人支払額通知を印刷する機能がないため、エクセルマクロで別途対応していますが、完全には難しい状況です。医療券とは別に本人支払額通知の印刷機能を追加してほしい。	実績なし	実績なし			検討対象	新規横票追加のご意見については、横票要件(横票レイアウト・横票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改版において横票の追加の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
##	その他	横票	機能追加	本人支払額の振り分けについて	保護決定通知書の本人支払額と医療券・介護券等に入力された合計額に相違がないか判断するためマッチングリストが必要。 例えば、保護決定通知書の本人支払額が0円であるにも関わらず、機能ID 0210342の本人支払額を設定する介護機関、医療機関を登録後は翌月以降も同一機関が自動設定されること。」により10,000円と自動設定されている場合など相違が生じるので、マッチングリストが必要。	実績なし	実績なし			検討対象	ご意見について、複数自治体において必要な機能か判断が出来ないため、機能要件の追加は行わない予定です。 また、マッチングリスト等については、EUC機能をご活用いただくことも一案と想定しております。	反映しない	非論点
##	その他	データの取込	機能追加	厚生労働省のHPでダウンロードできる医療扶助マイナポータル参加病院一覧データの一括登録について、生活保護法における指定医療機関を一括登録及び廃止・変更ができる仕組みが今のないので、改めて医療扶助マイナポータル参加病院一覧データの一括登録できるようにしてほしい。	他府県及び他市町村の生活保護法における指定医療機関の登録・変更を行う場合は各市町村に問い合わせを行い指定医療機関を一括登録・変更ができる仕組みが今の状況。特に医療機関コードの変更があった場合は気づかないことが多い。	実績なし	実績なし			検討対象	ご意見については、今後検討会において機能追加の必要性、機能要件の追加可否について検討を行う予定です。	反映しない	非論点
##	機能要件	全般	実装区分変更	団体内で複数の福祉事務所を設置している自治体は必須要件となっており、団体内で一つの福祉事務所のみ設置している自治体は標準オプションとなっている項目が多数あるが、団体内で一つの福祉事務所のみ設置している自治体が特別必要としない機能ではない項目が多く見られる。また現在できている機能がオプションとなることは、財政的に厳しいことから、全体的な実装区分を再考いただきたい。	団体内で一つの福祉事務所のみ設置している自治体が特別必要としない機能ではないため。 機能要件中、「以下の情報を登録・修正・削除・照会できること」といったものについて、要件を満たす前提となる条件項目を減らしても良いので、団体内で一つの福祉事務所のみ設置している自治体に標準オプションとしている項目の全面的な見直しを行っていただきたい。	実績なし	実装あり			検討対象	ご意見について把握はしましたが、2.0版で定義した機能要件の実装区分については、2.1版改定時において変更する予定はございません。	反映しない	非論点
##	横票レイアウト	49 保護決定通知書 1.保護の決定内容・認定年月日・決定した理由	その他	「認定年月日」は、レイアウト上複数表示されるかのようなものとなっているが、遡及変更を行った場合、複数の認定年月日(例: R6.9.1, R6.10.1, R6.11.1)について同時に一括で決定した際の印字内容は、下記のうちいずれとなるか。 ①1枚の決定通知書に、同時に一括で決定した複数の認定年月日(R6.9.1, R6.10.1, R6.11.1)が印字され、かつ全て1枚にまとめられる。また、「2 あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)」以降の数字は、最終の認定年月日(R6.11.1)の結果のみが印字される。 ②1枚の決定通知書には、1つの認定年月日(今回でいうと、R6.9.1のみ、R6.10.1のみ、R6.11.1のみ)の内容が印字されるため、合計3枚の決定通知書が出力される。 (※本来、審査請求の観点からは②となるのが正しいと考えられるが、標準仕様書が発出される前の照会の際に、①となるように希望していた自治体があったため)						検討対象	②の運用を想定しておりますが、システムの実装方法になりますので、特に標準仕様書においては定義をしない予定です。 要望する実装方法を実現することが可能なシステムを調達頂く、または調達時においてベンダと自治体とで実装方法を調整いただくことを装置しています。	反映しない	非論点
##	横票レイアウト	70 保護廃止(停止)決定通知書 49 保護変更決定通知書上の「実際に支払われる金額」「返還額」	その他	保護廃止・停止決定は遡及決定することが多く、決定時に「追給」や「戻入」が発生することが多々ある。相手方への通知として、「追給」や「戻入」の金額は知らせる必要があるため、「49.保護変更決定通知書」と同様に、オプション機能としても「実際に支払われる金額」「返還額」が印字される仕様として欲しい。						検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、横票の修正については横票要件(横票レイアウト・横票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改版に向けて横票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点
##	横票レイアウト	13 面接記録票 78 備考	その他	当該横票は、項目ごとに面接内容を整理した横票となっており、1回の面接相談での面接記録を想定したものであると考えますが、継続ケース(2回以上の相談)については対応記録を時系列で記入していく必要がある。 横票詳細要件のシステム印字項目「備考」は、では、フリー入力での文字制限もなし(様式が複数枚にまたがることも可能)となっているため、「備考欄」に「対応記録」を記入していくことも可能と考えていますが、欄の一つに、面接時の日付、対応記録を継続して記入ができるような仕様としてほしい。						検討対象	ご意見として承知しました。 一方で、横票の修正については横票要件(横票レイアウト・横票詳細要件)の検討の時間を十分に確保することが重要です。2.1版の改版ではなく、次版以降の改版に向けて横票の変更の必要性を含めて検討会で議論を行う予定です。	反映しない	非論点